世界銀行の政策決定と国際政治の構造変化

大

芝

亮

I 問題提起と基本的枠組み

基本的枠組み 問題提起

Ш П 世界銀行における資金配分の仕組み 国別資金配分の分析

内圧モデル 公式モデル

セクター別資金配分の分析

三つのモデル

外圧モデル

事例研究――調整融資政策をめぐる決定過程

東西関係の変化

v 世界銀行の政策決定と国際政治の構造変化 国際政治の構造変化

- (一) アメリカのパワーの変化
- 南北対立の激化と行き詰まり
- 二 国際経済システムの変化
- =政経分離から政経不可分へ 自由な国際的資金移転 政治的コンディショナリティ

I 問題提起と基本的枠組み

問題提起

世界銀行は、 開発途上国への資金移転という問題領域において、長期資金を供与する最大の国際組織である。また、(1)

に考慮していないとか、開発優先主義から、人権抑圧国へも融資を行い、開発独裁的政権を強化する結果を招いてい 策・融資政策に対しては、さまざまな批判もなされてきた。たとえば、経済効率を重視しすぎて、公平の問題を十分 世界銀行の融資政策は、開発途上国の開発戦略の形成に指導的役割を果たしてきた。もちろん、 世界銀行の開 発政

るとか、あるいは、環境問題への取り組み方が貧粗であるとかである。(2)

組織

である世界銀行業務の効率を低下させてしまうことを恐れる

からであろう。

ジ 備 ಕ しヽ な ジ z カュ ح れるにもかかわらず、 さらに、 ク 原因は、 ኑ ク 開発援助や累積債務、 ŀ 案 世 イクルの大枠である、 の 界銀行の 審 実行、 基本的に 議 では、 そして評価に 政策決定過程 世界銀行の政策決定はベールに包まれたままであり、 は 実際にはどのような要因が最も重要なの 世界銀行資料の非公開性 さらに対ソ連・東欧金融支援などの問題におい 世界銀 いたる過程 |が不透明であるとい 行の融資政策や はプロジ にある。 æ. う批判もし 開発戦略の形成過程は不明瞭である。 クト 予算報告書や サイクルとして紹介されている。(3) か ば しば行 といっ 理事 われ 実証的 て、 たことについても余り分 る。 会審 世界銀行の果たすべ な研究も少ない。 議 つの 録はもちろん、 プロ また、 ジ しかし、 **=** ク 個 き 国別配分や ŀ 析 役割 は の Þ なされ このブ 発 の プ は 掘 進 ジ プ

報告書を公表している。 に対して、高い関心を有している。 開発途上国政府は、 たるまで、 世 界銀行事 大半の記録は非公開である。 務 高 は それぞれ大口出資国として、 官僚組織として、 しかし、 他国はアメリ 事実、 外部からの批判を恐れ、 ァ 国際組織とはいうものの、 メリ カほど活発ではない。 あるいは借入国として、 カ政府は、 会計検査院や 文書の非公開 これは、 国連諸機関の場合とは対照的であ 世界銀行の資金配分、 財務省が世界銀行の活動を分析 他 を望む。 の国 が これに対し 7 メ ij カ 特に国 政 て、 府 先進国 別 ほどには、 配分の方法 評 価 政 府 世

工.

ŀ

関する

スタッ

フの事

前審査報告書および事後報告書、

さらに外部評価であるOED

(業務評

価

局

界銀行に対して高い関心と利害を持っていないことにもよるが、 ら世界銀行の資金配分を分析するならば、 世界銀行に政治問題を投げかけることになり、 もうひとつの理由は、 各国政府がそれ 結果として、 国際 ぞれ の立場 経 か

別配分において、 ちろん、こういう状態においても、 最も重要な基準はなに か 世界銀行の政策決定過程に関する優れた研究は行われてきた。 に関する計量分析、 経済的要因のみに基づいて決定されなければならな たとえば、

ディ

3

ナ

ij

テ

ーと国家主権の関係や、

IMFのそれとの

クロ

ス・

=

ンデ

1 シ

Ħ ナリテ

1

の

問

題等が、

分析され

・世界銀行に対する態度の分析等が行われてきた。さらに、 であるとする分析、さらに、 という世界銀行の非政治性 に対する実証的 世界銀行理事会におけるアメリカの投票行動の分析や、外圧としてのアメ な批判、 また、 最近では、 世界銀行の 構造調整融資や部門別調整融資における 「最後の貸し手」としての役割 は フ カ 1 = 議会 ク

どのような影響を与えているかを実証分析することである。(3) 影響、 これ まで さらに組織内部での総裁・理事会・スタッ の 研究成果をふまえなが 5 私の研究目的は、 フ間の駆け引きなどの政治的要因が、 第 に 借 入国の政治的要因、 世界銀行の資金配分決定 大口出資国であるア × ij カ

退や、 ば Ę 程の分析だけでは不十分であり、 配分の決定要因分析にとどまるものが多かった。 ウッズ体制を運営するために設立された国際組 第二の目的は、 個 国際政治の構造が、 国際経済体制そのものの変容は、 k の 7 従来、 タ 政策決定過程の分析結果を、 Ī の政策決定を十分には説明できないであろう。 国際組織や各国の援助機関の資金配分に関しては、 速いスピードで変化する時代にあっては、どうしても、 国際政治の構造変化と関連させて解釈する必要がある。 当然に、 国際政治の構造変化、 世界銀行の政策決定を変化させるものと思える。 織である。 しかし、そもそも、 ブレト それゆえに、 ンウッズ体制を支えていたア 世界銀行は長期資金の供与機関として、 およ 統計的処理による、 び国際経済体制の変化 構造変化にも注目して解釈しなけ 世界銀行の 政策決定も、 国別配分、 メリ との関連 また、 カの経 今日 政策決定過 か 游力 3 ブ 解 よう 1 釈 别 す

策決定に影響を与えることは、 政策決定論において、 指摘されてきた。 国際システムは、 また、 R 国際環境は、 • スナイダー 政策決定者の認識を通して、 のモデル以来、 国際環境として、 政策決定に影響を ァ クタ の 政

基

苯

的

枠組

L

だ

1

ム

策決定

の三位相

を考える。

十分な検討を行ってい の を静態的に捉える傾向があり、 しながら、 与えるも い アク のである。 タ のでもある。 í これまでの の また、 政策決定が、 従来の 研究の多くは、 そして、 国 研究は、 |際システムに対して、 国際環境と政策決定の関係について、必ずしもダイナミックな解釈を提示できてい 国際環境が政策決定に与える影響について、 \mathbf{x} 事例研究において、 |際システムが どのようなインパクトを及ぼすかについては、必ずしも理論的 個 Þ の政策決定に影響については考慮するものの、 時期の事件の政策決定の解明をめざすために、 数多くの実証研 究が 成されてきた。 反対に、 国際環境 個 し な

展開できよう。 といった問題があるが、これらを、 Ī E の さらに、 陥 形成・変容に関する議論が予想できてしまう議論が多い。 っ て いるようにすら見えるものもある。(ロ) 国際 論を展開する必要があろう。 たとえば、 ステムの構造変化に関しても、 覇権安定論に関して、 単にマクロ また、 レ 個 ベルで議論するだけでは、 アメリカ Þ の政策決定過程の変化を見ることにより、 国際レジ の力は衰退しているのかとか、 0 1 ム 論の場合にも、 ヤングの指摘するように、交渉過程の分析を重視 あまりに抽象的で、ほとんどト レ ジ ì 国際秩序の攪乱者 ムの定義をみれ より現実的 ば は な議論 誰 ١ レ ジ u ジ が

基 苯 的 な 枠組 みとして、 ① 国 |際政治 の構造、 特にパ ワ ì • IJ レ Ì シ 뮴 ン べ、 ② 国 際経済シ ステ 4 ③世 界銀行の政

Ļ 玉 ح |際政治の構 n が 世 界銀行 造変化は直 0) 政策決定に影響を与えるという間接的な場合もありうる。 一接的 'に世界銀行の政策決定に影響する場合もあれば、 まず、 国際政治 国際経 .の構 済シ 造変動 ステ に関して、 ٨ の 変化 以

ような役割を果たすことができるの

カン

に

覇

権国アメリカのパワーの低下に注目し、

下 . م 謂 .題点を分析したい。

は、 の変化に、 どのような影響を与えたか。 第二に南北関係の変化。一九六○年代以降の開発途上国のパワーの増大と南北対立の激化は、 つあるアジアNIESの登場、 世界銀行の融資活動にどのような変化をもたらしたのか。第三に、緊張緩和から冷戦の終焉へという、 世界銀行はどのようなインパクトを与えてきたか。 七〇年代後半以降の、 さらに、八〇年代初めに顕在化する累積債務問題および 南北交渉の行き詰まりと被援助国から資金供与国に立場を変えつ これが世界銀行の政策決定にどのような影響を与えてい また、 対ソ連・東欧金融支援におい サブ 世界銀行の政策決定に サ ハラ諸国の経済危機 て、 世界銀行は 東西関 係

い る の(12) か。 うであろうか。 が見られる反面、 国 は通商摩擦となって現れたが、世界銀行の政策決定に対しては、どのような影響を与えてきたのか。 ン 済体制、 ゥ への自由な資金・資本の移転を促進することと定めている。 ズ体制は、 国際経済システムとの関連からは、 いっ わゆるブレト 第三に、 投資摩擦が問題となり、この原則は動揺している。それでは、 資金移転と投資に関する自由主義を掲げた。そして、世界銀行協定は、 冷戦後の国際経済システムの原則は、 ンウッズ体制の衰退に伴い、 以下の点を検討したい。 政経分離の原則が通用しなくなってきた。 世界銀行の政策決定にどのような問題点を投げかけて 先進国間においては、 第一に、 覇権国アメリカの創造した戦後国際経 開発途上国への資金移転の場合はど ボー その融資目的を、 ダー レ ス これは、 第二に、 ェ \exists 先進 , 開発途上 ₹ ブレト 国間 Ī 現象 0

1 FC)、国際投資紛争解決センター(ICSID)、および多国間投資保証機構(MIGA)の全ての機関を対象とする場合は、 通常は、 世界銀行とは、 国際復興開発銀行(IBRD) と国際開発協会(IDA) の総称を意味する。 国際金融公社 î

る

カゝ

世界銀行グループと呼ぶ。

- 鷲見一夫『ODA援助の現実』(岩波書店、一九八九年)。 Francisco : Institute for Food and Development Policy, 1982. 鶴見宋之介訳『フィリピンの挫折』(三一書房、一九八五年)。 Walden Bello, David Kinley, and Elaine Elinson, Development Debacle: The World Bank in the Philippines,
- (\(\sigma\)) Warren C. Baum and Stokes M. Tolbert, Investing in Development: Lessons of World Bank Experience, (New York: 年の経験と教訓(上・下)』(東洋経済新報社、一九八八年)、四五三―五二一頁。 Oxford University Press), 1985, pp. 333-388. 細見卓監修、OECF開発援助研究会訳『途上国の経済開発―世界銀行三五
- 4 拙稿、「対ソ連・東欧金融支援問題から見た冷戦後の世界秩序」『一橋論叢』一九九一年一月。
- (5) この点はしばしば指摘されている。たとえば、Aart van de Laar, The World Bank and the Poor(Boston:Martinus Nijhof Publishing, 1980), p. X.
- (Φ) The United States General Accounting Office, Effectiveness of the World-Bank's Independent Review and Evaluation System (Washington, D. C.: Government Printing Office, 1978), and Improving Independent Evaluation Systems in Government Printing Office, 1982), pp. 47-65 Department, United States Participation in the Multilateral Development Banks in the 1980's (Washington, D.C.: U.S. the Multilateral Development Banks (Washington, D. C.: Government Printing Office, 1981). The United States Treasury
- (n) William R. Cline and Nicholas P. Sargen, "Performance Crititeria and Multilateral Aid Allocation" World Westview Press, 1980), Lars Schoultz, "Politics, Economics, and U. S. Participation in Multilateral Development 七六卷二号、三号、昭和五二年。Betinna Hurni, The Lending Policy of the World Bank in the 1970s (Boulder, Colorado: *pment*, vol 3, no. 6, 1979, pp. 383—391. 横田洋三、「世界銀行の『非政治性』に関する一考察(一)(二)」『国際法外交雑誌』 Banks" International Organization, vol. 36, no. 3, 1982, pp. 537-574. Robert Ayres, "Breaking the Bank" Foreign

Policy, no. 43, 1981, pp. 104-120. Richard E. Feinberg and contributors, Between Two Worlds: The World Bank's Next

- between the World Bank and the International Monetary Fund" International Organization, 42-3, 1988, pp. 545-560. of Economic Adjustment, (New Brunswick: Transaction Books, 1989), Richard E. Feinberg, "The Changing Relationship Decade (New Brunswick: Transaction Books, 1986), Joan M. Nelson and contributors, Fragile Coalitions: The Politics
- (∞) Ryo Oshiba, "The World Bank under R. McNamara and A. W. Clausen (1) (2) (3) (4) (5)" $Huotsubashi\ Journal$ of Law and Politics, vol. 18, 1990 of Law and Politics, vol. 17, 1989, Hitotsubashi Journal of Arts and Sciences, vol. 30, 1989, [and [Hitotsubashi Journal
- (9) もちろん、国際システムの変容と対外政策を動態的に捉えようとする研究は行われている。たとえば、佐藤英夫「国際政 Nature of American Power, New York: Basic Books, 1990. 日本語文献では猪口邦子『戦争と平和』(東大出版会、一九八 九年)、山本吉宣『国際的相互依存』(東大出版会、一九八九年)。 Theory" International Organization, vol. 39, no. 4, 1985, pp. 579-614, and Joseph Nye, Bound to Lead: The Changing International Organization, vol. 39, no. 2, 1985, pp. 207-231, Duncan Snidal, "The Limits of Hegemonic Stability Press, 1984). Bruce M. Russett, "The Mysterious Case of Vanishing Hegemony: or Is Mark Twain Really Dead?", 治経済環境の変化と日米経済摩擦」細谷干博編『アメリカ外交―日米関係の文脈のなかで』日本国際問題研究所、一九八六年。 Keohane, After Hegemony: Cooperatin and Discord in the World Political Economy (Princeton: Princeton University Robert Gilpin, War and Change in World Politics (Cambridge: Cambridge University Press, 1981), and Robert
- pp. 349-376 Oran Young, "The Politics of International Regime Formation" International Organization, vol. 43, no. 3, 1989,
- /12) 国際経済システムのなかでも、世界銀行の最も関連する開発金融の問題領域を、開発金融のレジームと見て、世界銀行の 援助レジームという枠組みを用いている。しかし、援助レジーム、あるいは開発金融レジームと見ることに対しては、レジー ムの境界線、およびレジームの強制力の点で、問題があるように思える。それゆえ、Ruggie は、quasi-regime という概念を 政策決定の分析結果を、開発金融レジームの変化との関連で分析することも、一つの方法であろう。事実、Robert Wood は、

の、

個 Þ

の

プ

口

ジ

-

ク ト

eign Aid and Development Choices in the World Economy (Berkeley: University of California Press, 1986), p. 98 用いているが、 レジーム概念を一層曖昧にするものであろう。 Robert E. Wood, From Marshall Plan to

П 世界銀行における資金配分の仕組み

(国際復興開発銀行) 世 界銀行の事業活動の中心は、 口] ヾ その基礎になっている開発途上国の綿密な経済分析である。(1) および条件がよりソフトで、 開発途上国に対する開発援助である。 極めて貧困な国を対象とする 具体的には、 相対的に条件の厳し 1 Ď A (国際開発協会) ٧̈́ 1 В R D

ジ

ット

による資金援助と、

ジ ェ 第二に、この基本政策のもとに、 国 [別計画システム)。 |界銀行の資金援助のプロ クト プランの準備が進められる(プロジェクト また、これと時期的には並行して、基本政策に合致し、 に対する融資が検討される。(2) セスは、以下のとおりである。 各国の経済分析を参考に、 • サイクル)。 第一に、 五ヶ年の視野で、 第三に、各国への融資の枠組 開発援助に関する基本的な政策が形成され かつ世界銀行の融資条件に見合うプロ 各国への融資の枠組み みのもとで、 が 検討 され 毎年 る。

る

を例として挙げることができる。 ŀ ラクチュ 開 発援 筯 に関する基本政策として、 1 部門中心の融資政策、 また、 一九七〇年代の貧困緩和政策、 セクター別配分に関しては、一九五○年代から六○年代にかけての 国別配分に関しては、たとえば、 そして一九八〇年代にお 経済発展のレベルが一定以上に達した国は、 ける調整融資の拡大等 インフ ・ラス

世界銀行以外の資金にアクセスできるので、 「卒業」政策や、八〇年代初頭のアフリカの飢餓救済として、 世界銀行資金の借入国の地位を「卒業」すべきである、というような サブ・ サ ハラ地域への重点的な資金配分政策等がある。

準 -備され 囷 別 る。 ポ プ ㅁ ジ ェ ク ŀ サイ 2 クト フにより、

開さ

理

法的 ポ

15

審查権限 が、

を有しているのは、

この国別レ

ポ

ートの枠に沿って、

理事会に提出され

る個

Þ

ケ

の

п れ

× ク ŕ

案に関してである。

が

作

:成される。 な ジ

この 事会が

レ

1 ŀ

各国への融資額決定の最重要枠組みを提供するのであるが、理事会に対しては、

表 1	プロジ	ェク	ŀ	・サイ	ウル	と所要年数

表1 プロジェクト・サイクルと所要年数	(
アイデンティフィケーション(発掘)と準備	2.0
審査	0.6
借入国との交渉;理事会での承認	0.3
実施	6.3
事後評価	1.1
総 計	10.3

The World Bank, IDA in Retrospect, p. 31, Table 3. 11 出典

てい(3)。

この研究では、

事例として八○年代の融資政策の決定過程をとりあげ、

事務局であるという主張など、

さまざまな見解が出さ

ح

さらには、

世界銀行が巨大な官

最大の出資

僚機構であることに注目して、

国であるアメリカ政府および理事であるとする意見、

の れ

問

題を実証的に検討する。

資金 ぞ 行からの融資の必要性を分析した国別レ ッ れ フ 次に、 の独占的 の の国別配 担 当国 基本政策に基づいて、五ケ年の視野で各国への融資が検討される。 な管轄下にあるといってよい。 一分の枠組みが実質的に作られる段階であり、 の経済、 社会、そして場合によれば行政的状況を分析し、そして世界銀 ポ 1 世界銀行の地域局 (Country Program Report, CPP) この任務は、 スタッ フにより、

世界銀行

タ

それ ス 世界銀行

ŀ 0 作 成と並行して、 世界銀行のプロ ルの第一 段階は、 ジ 融資対象となりうるプロジ 工 担当スタッ æ. クト 融資対象となるプ の発掘 (アイデンティフィ ١ 案が

104

成され

る理 強

フによる膨大、

事会において審議・決定される。基本政策の決定過程で、

実際にどのアクタ

1

が

ħ

「密な経済分析に基づいて提案され、二二名の加盟国政府代表から構

か

つ緻

こうした基本政策

は

世界銀行総

裁の

個

人的経済観と世界銀行スタッ

な影響力を持っているかについては、世界銀行総裁であるとする見方や、

準備 は基本的には、 ン が行われ、その後、二年ほど費やして、プロジェクト案が準備される(表1)。 融資を受けようとする国が責任を有する。しかし、開発途上国の中には、 プロ 融資に値するプロジ ジェ クト 案の 発 掘

クトを見つける能力が欠けている国も多く、実際には、世界銀行スタッフがこの段階から援助することが多い。

る。 効率を重視すぎるという批判や、 持可能性(サステナビリティー)、さらに、最近では、環境に与える影響等が検討される。世界銀行プロ 次に、世界銀行スタッフは、あらためて、貸し手として、プロジェクト案を世界銀行の基準に照らして事前審 この審査段階では、プロジェクト案の財政面(コストの回収)、経済的・社会的効果、プロジェクトの プロジェクト対象地域の価値観を十分に考慮していない等の批判は、 この審査の 成果 ク ŀ の 維

基

準に対する批判とも言える。 提出される。理事会での審議を経て、承認/拒否の決定が行われる。 さて、スタッフによる事前審査を終えたプロジェクト案は、五ケ年の国別計画の枠組みを照合しながら、 投票が行われることは少なく、ほとんどの場合は、コンセンサスにより決定がなされる。(2) 理事会においては加重投票制が採用されている 理事会に

- 銀行、『年次報告一九九〇』、三頁。 九〇年度現在、IDAの援助対象基準は、一人あたりGNPが年六五〇ドル(一九八八年ドル)以下であることである。 は、無利子、平均償還期間は、最貧国の場合、三五年、それ以外の国は四○年(据置期間一○年を含む)である。 IBRDローンは、変動金利性で、平均償還期間は一五−二○年(据置期間三−五年を含む)であり、IDAクレジット
- 2 世界銀行の財政年度は、七月一日から六月三〇日までである。
- 3 会で国別配分を審議すると、理事会審議の政治化、ひいては、世界銀行の政治化を引き起こし兼ねない、との見解が多数をし 拙稿「国際組織の政策決定」(有賀貞他編『講座国際政治二』東大出版会、一九八九年)。 かつて、理事会において国別配分を審議対象としてはどうか、との意見が出されたが、却下されている。

おそらく、

3 6 世界銀行に対する批判としては、たとえば、鷲見一夫、前掲書。また、世界銀行のプロジェクト案に対する審査基準の問 世界銀行、『環境と開発―世界銀行の新政策』一九八八年六月、および世界銀行、『年次報告一九九〇』、六七―七一頁。

めたからであろうと推測される。世界銀行スタッフへのインタビュー、一九八三年。

(7) 全体のプロジェクト数から見れば数も少なく、例外的と見て差し支えないが、 題点については、Ryo Oshiba, "The World Bank under R. McNamara, and A. W. Clausen (2): The Bank's Lending Policy and Lending Process" op. cit., pp. 38-43 理事会において、 プロジェクト案に対して

Ⅲ 国別資金配分の分析

異議が唱えられ、投票が行われることもある。本稿、第三節参照。

国別配分過程とは異なる政策決定の特徴が見られる可能性があるからである。 の基本単位は国家だからである。 界銀行の融資は、 世 「界銀行の資金配分を、 個々のプロジェクトに対して行われるが、 国別、 また、 およびセクター別配分という角度から分析する。 也 クター別配分は、 しかし、 国別配分の枠組みとなる基本政策を意味する場合が多く、 国別計画システムに見られるように、資金配分 国別配分に焦点を当てるのは、 世

式モデル、②内圧モデル、 に基づいて、 さて、国別配分の基準、 国別配分の大枠が決定され、 ③外圧モデル、 あるいは国別配分に影響を与える要因に関して、さまざまな見解があり、これらは、①公 次に、内圧モデル、および外圧モデルにより、 に分類することができる。 三つの モデル相互の関係は、 調整が行われるという、 まず、公式モデル 段

階的なものであろう。

定量的分析とともに、

公式モデル

各国への資金の配分においては、 借入国のニーズが基準であり、このニーズは基本的には財政的、 経済的、 社

要因のみを考慮して測定される、と考えるモデル 時代の国際経済体制を、 経済的要因を政治的要因から区別できると見なしている。すなわち、政経分離を原則としたパックス・アメリ 世界銀行協定第四条第一○項は、「決定を行うに当たって関係加盟国の政治的性格に影響されてはならない。 経済的事項のみを考慮して行うものとし、……」と定め、 前提としているのである。そして、 である。 世界銀行は国際「経済」組織であるゆえに、 世界銀行の非政治性を規定している。 政治的要因 この規定は、 カー そ

世 「界銀行は、 公式モデル、 国別配分において、この非政治性の規定を遵守している、 あるいは規範的モデルと呼ぶことができる。 あるいは遵守しなければならない、という

第一に、

信用度

クレ

ジ

ット

ワ

ス

ネ

は

!国別配分の時には考慮してはならない、と導くのである。

許的 世界銀行は国別資金配分の基準として、以下のような要因を挙げている。(②) な I D 世界銀行ロー A資金の融資の場合にも重視される。 ンの返済を確保するためである。 定性的にも判断をしている。(3) 世界銀行スタッフは、 この基準は、 非譲許的なIBRDロー 短期的、 長期的なクレジット ンの場合はもちろん、 ヮ 1 ス ネ ・スの 譲 分

づく基準であり、 市場からの資金借入れが不可能であること (market ineligibility)。 世界銀行の役割を「最後の貸し手」として規定している。 これを疑問視するものも多い。その理由として、一九七〇年代に、 しかし、 世界銀 行が実際に 最 後 商業 貸

世界銀行協定の規定

î

iii

に基

手として行動しているかどうかについては、

ے

銀

行による開発途上国

の

融

資が

資金 を拡 大させたために、 開発途上国融資におい 急激に拡大したのに対して、 て、 世界銀行と商業銀行との競争状態が生じたことが指摘 マクナマラ総裁下の世界銀行自身も、 大幅にその融 され て

い る(4) 第三の る が 貧困 出緩和に 基準 れに加えて、 は 対 でする政 経済 ٪ 定性的な判断も行っている。(5) 1 府の関与の二点が、 フ ォ ì 7 ン スであ 特に重要視され る。 その内容は、 る。 効率的な経済運営能力、 計量的には、 **貯蓄率やGNP** およびそのための政府 の成長率を指標として の努力

N P 以上の世界銀行の公式的な配分基準を見ると、世界銀行を中心とする、 第四に貧困度。 また、 が さらには、 一〇七〇ド I B R 世 iv D借入国の基準は、 経済発展レベ 以下の国であり、 |界銀行の借入国の地位から「卒業」する。 ル がある一定水準以上に達すると、 九○年度で、一人当たりGNPが三、八四五ドル以下であることで 中でも、一人当たりGNPが六五〇ドル以下(八八年ドル) 一九九〇年現在、 IDA資金 の借入国からIBRD資金の借 IDAの融資対象は、 の国に 集中し 人当た |入国と b G

開発途上国への資金移転

の問

題領域

E

お

与の場合を除 n とになるのである。 段」として、民間資金と競合してはならず、また、 的公的資金、 ある原則 自動的 に資金の還流がおこるものでもない。貸し手側は、 そして民間資金の間に、 が存在していることに気付く。 返済 第二に、 が必要であるゆえ、借り手の信用度が検討されるの 開発援助資金は、 明確な役割分担が見られることである。 それは、第一に、「卒業」政策に見られるように、 たとえ、 世界銀行の目的は、 公的なものであっても、決して、 借り手の経済パ 開発途上国への民間資金の移転を促進するこ それゆえに、 1 フ 才 1 開発途上国 7 ン 公的資金は、「最 ス を審査 **譤許的資金、** の権利でもなけ 後 非譲許 の 贈

さて、

世

!界銀行の一九八○年から八四年までの五年間の各国別累積融資額配分額を従属変数として、

である。

また、

前述

Ø

108

	表2 重	回帰分析の結果		Adjusted		
			R^2	R ²	SER	N
(1) TOTAL=	-292.4 + 0.016 GDP (129.9)* (0.003)	+0.152 RESERVES (0.062)	0.755	0.744	796.9	69
(2) IBRD=	+ 2.627 ODA (0.368) -150.4 + 0.015 GDP (94.5) (0.002) + 1.223 ODA	+0.127 RESERVES (0.045)	0.768	0.757	579.6	69
(3) TOTAL/GDP=	(0.268)	+0.640 ODA/GDP (0.170)	0.442	0.423	37.2	6
(4) IDA=	284.3 — 3.581 PGNP	•	0.441	0.414	158.0	4
(5) TOTAL=	(49,9) (0,815) -159,3 + 1,049 GDP (106.5) (0,439)	(0,086) +0.406 ODA (0.114)	0.677	0.620	147.9	2
(6) TOTAL=	(100.3) (0.433) +78.683 MILIT (44.179) 316.5 + 1.392 GDP (172.1) (0.474) -48.338 BUSIN	+0,421 ODA (0,111)	0.682	0.626	146.7	:
(7) TOTAL=	(25,794) -269,538+21,022 GDP	+0.136 RESERVES	0.753	0.735	850.5	

	(149.047) (4.119) + 2.557 ODA	(0.072) -0.098 EXPORTS TO) U. S.			
(8) TOTAL=	(0.402) -225.826+29.532 GDP (141.100) (3.512)	(0.067) +2.633 ODA (0.384)	0.763	0.751	825.7	62
	• •	RTS FROM U. S.				
(9) TOTAL/GDP=	63.818— 0.194 PGNP (11.925) (0.060)	+0.391 ODA/GDP (0.162)	0.569	0.539	33.0	62
	-39.622 IMPOR (29.165)	TS FROM U. S./TOTAL	IMPORTS			
	+ 0.053 TOTAL (0.014)	. IMPORTS/GDP				

^{*} Standard error of coefficient. SER=standard error of the regression.

TOTAL=total Bank Loans committed during 1980-84 by country.

GDP=a country's GDP in 1981.

ODA=bilateral ODA received by a country from DAC countries in 1981.

RESERVES=a country's gross internatinal reserves.

IBRD=the volume of IBRD loans a country receives.

TOTAL/GDP=the ratio of the amount of total Bank loans a country receives to GDP.

PGNP=per capita GNP of a country.

ODA/GDP=the ratio of the volume of ODA by DAC countries a country receives to GDP.

IDA=the volume of IDA credits a country receives.

MILITARY=the level of military-civilian conflict.

BUSINESS=the level of restrictions on business.

EXPORTS TO U. S .= a country's total exports to the U. S.

IMPORTS FROM U. S .= a country's total imports from the U. S.

IMPORTS FROM U. S./TOTAL IMPORTS=the ratio of a country's imports from the U. S. to total imports TOTAL IMPORTS/GDP=the ratio of a country's total imports to GDP.

D. W.=Durbin-Watson statistic.

が

停止されている。(9)

公式的 信用度等の基準は、 とともに、 基準に関連した諸変数を独立変数として、 定性的判断をもおこなっており、 ある一定水準以上あれば十分とみなされるような要因であるとも考えられるので、 計量分析だけで、 重回帰分析を行った。 モデルの妥当性を判断することには限界が もとより、 世 界銀行スタッ フは、 独 ある。 統計 立変数と従 的 また、

属変数の関係については、 線形だけでなく、 非線形の場合も検討した。

R D 分析結果は表 ンとIDAクレジットの合計額)、 2 のとおりである。方程式(1) 長期的な信用度 (変数はGDP) および各国へのIBRDの融資額 および(2)が示すことは、各国へ と他の資金の入手可能性 の 大枠 は (変数はDACによる二 の世界銀行の融資額 短 期 的 な 信 用 度 (変 国 î 数 間

В

0

international reserves)'

D

A 額)

によって、

決められているということである。

影響を与えない 経済パー フォ と判断 1 7 ンスを示す変数は、 するのは短絡的であろう。 有意ではなかった。 むしろ、 経済パ しか ーフォ し さらに、 この分析から、 1 7 この ンスは優れて判断的な基準であり、 要因の影響力については、 この要因は国別資金配 分に 余り

個 的変数で的確に表すのが困難であるためと解すべきかもしれない。 フリカ × の また、 は 事例を検討して、 その他の点では、 アフガ = ス 判断すべきなのかもし タンおよびチャドは、 十分な借り入れ資格があるのに、 国内不安や戦争のために、 れない。 たとえば、 経済パ ٨, 1 ィ チ j パ 才 ゥ 1 ì ガンダ、 フ 7 才 ン スを理由に、 1 7 ギニア、 ン スが 低いと判 融資が認められ 赤道ギニア、 断 され、 中 統計 融 資 か

に なっている。 融資額も多い、 際準備 (international reserves)、 すなわち、 という傾向があるといえる。 D A 諸国から供与されるOD およびGDPの係数はともに正であり、 しかし、 D Aが多い A C 諸 国 国ほど、 からの二国 世 |界銀行からもより多くの融資を受けて 蕳 0 D A に つい ては、 係 数が プ ラ

信用度が高いほど、

世

界

銀

行

か

22

しっ は る 柏 のであ 乗り現象 る。 D (bandwagon effect) AC諸国によるO $\tilde{\mathbf{D}}$ が見られるのである(19) Aの配分との関係では、 世界銀行は 「最後の貸し手」ではなく、

要な配分基準となっていることを示している。 ○一八四年にお さて、 六四 |年に IDA資金は、インド、バングラデッシュ、 は ても、 全体の七三%、 五〇%を占めている。これは、貧困度 六五-六九年は六二%、七〇-七四年は四七%、 ノペ キスタンの三ケ国に極度に集中している。 (per capita GNP) と人口がIDAにとり極めて重 七五一七九年は五四%、 この三ケ国 そして八 六

場合にも、 ら三国を除くIDAの借入国を対象として重回帰分析を行った。 イ 他からの資金入手可能性を示すDACからのODAの二変数が有意となった。 ノヾ DAC諸国によるODA供与との、「相乗り」現象が見られるのである。 ングラデシュ、 パ キスタンの三ヶ国の特徴に全体の分析結果が左右されることを回避するために、 結果は、 やはり貧困度の指標である一人当たりG すなわち、 I D A の 資金配 これ 分 の

て規定しているのである。 - 国に対 「最後の貸し手」であるという見方が生まれ、それゆえに、二国間援助との ここで「相乗り」現象について、若干の議論をしておきたい。 「最後の貸し手」としての役割を超えているとの批判がなされているように思える。(ヨ) かしながら、 して、 世 界銀行が融資を行うと定め、民間資金との関係において、 しかし、この役割は次第に拡大解釈され、 世界銀行協定は、 他 の二国間援助との関係にお 世界銀行の役割を「最後の貸し手」とし 「相乗り」 市場での条件で借 現象に対しても、 い 、ても、 入れ が 世界銀 世界銀行 可 能 でな

は は

い

発援助問題に関して、 連携していかなければ、 世界銀行の資金量を民間資金をも含む国際的な資金移転全体のなかで見ると、 量的に十分な効果を与えられるほどのものではないことは明らかである。 そのインパクトは弱いのである。 この点に注目すると、「相乗り」現象は、二国間 世 むしろ二国間 界銀 行だけ 援 莇 莇 غ 開 ٤

政治

経済モ

デルともいえる。 (12)

の

ない。

するほうが良いであろう。 の競合と見るよりは、 むしろマル チラテラルな援助機関とバイラテラルな援助機関の協力関係の表れである、 これは、

内圧モデル

準以外の要因もまた、

さて、上記の回帰式の説明率は必ずしも高いわけではなく、

まだ改善の余地が残されてい

る。

公式的

世界銀行の資金配分に影響を与えている事を示唆している。

際に考慮せざるを得ず、 る特定の政 経 済開発援助 治的目的達成のために融資をする、 の目的を達成するためには、財政・経済・社会的要因に加えて、行政的・政治的要因をも融資決定 世界銀行スタッフは実際にそのようにしていると見るモデルである。 とは考えないのであり、その意味で、 世界銀行の政治的中立性は疑 しかし、 世

の

開発戦略が変化し、さらに、 ス テムとの関係では、ちょうど、政経分離を前提とするパックス・アメリカーナ体制の衰退に呼応して、 圧 世界銀行スタッフ自身が、 モデルと呼べ る。 あるい は、 経済的目的達成のために、 国別配分の基準も変化していると解釈するのであり、 世界銀行にとっての、 ポ 自発的に政治的要因をも検討せざるをえないという意味で、 ij ティ カ ル リスク・モデルと見てもよい。 政経が不可分になってきた時代の 世界銀行の 国際シ

目的 因であり、 世 界銀行スタッ つである民間投資の増大を阻止するような要因である。(3) 世界銀行のアドバイ フが関心ある政治的要因とは、 スにそっ たマクロ経済政策の改革を妨害する要因、 世界銀行プロジェクトを実施するうえで障害となるような政 具体的には、 紛争研究やポリティ さらには、 カ 世界銀行 ル ŋ ス 治 ク研究 の 的

資 要

題がある。しかし、政治的データの収集自体がこの研究の中心課題ではないので、実証分析では、(エ) レアリーの作成したデータ・ブックを用いた。このデータ・ブックは、各国政治事情の専門家に対するサーベ(4) の成果を参考にすると、実にさまざまな要因が考えられる。また、政治的要因のデータ化に関しては、さまざまな問の成果を参考にすると、実にさまざまな要因が考えられる。また、政治的要因のデータ化に関しては、さまざまな問 コップリンとオ

法学研究 ナリズム、④文民―軍の対立、⑤緊縮プログラム、⑥派閥主義と⑦国内紛争の七つの要因を取り上げている。 カル・リスクを多面的に見ている長所がある反面、サンプル数が途上国に関して少ない、という欠点がある。 タ から作成されており、ポリティカル・リスクとして、①政治的安定度、②ビジネスに対する制限、 ③経済ナシ ポリテ

資に対する制約が多いほど、融資は少なくなるということである。 と(5))。すなわち、文民と軍の対立が激しい場合には、その分、世界銀行の融資は減少する傾向にあり、また、外 -軍の対立を示す変数、およびビジネスに対する制約に関する変数を用いた場合に、有意な結果が得られた(式(4) 公式モデルの分析で有意であった方程式に、ポリティカル・リスクの変数を加えて、分析を行った。そして、文民

債務の与える影響はすでにコントロールされていること、加えて、文民―軍対立に関する原 真の要因は債務であり、文民―軍対立の変数が強い影響を与えているというのは、 ン・アメリ う疑問が生じるかもしれない。 ラテン・アメリカ諸国は、いずれの国も一様に文民―軍対立が激しいが、 見せかけの相関ではない カ諸国 一の間に Ŕ とい かなり数値のバラツキがあり、一様に数値が高いわけではない。 しかしながら、そもそも、これらの回帰式には債務状況を表わす変数が含まれており、 える。 同時に重債務国でもあるとの考えか 見せかけの相関では データを見ると、ラテ これらのことを考える ない とい

ば、 アルゼンチンやチリは、公式モデルでは、 回帰式の残差を観察することにより、 推定値よりも融資額が少なかった。すなわち、その信用度等の基準か 個別の国家に対する融資額について興味ある解釈 が 得られる。

資を強化

するようになっ

たのであ

に入ると、

この問題に正面

[から取り組まざるを得なくなっ

た。

それゆえ、

開発戦略として、

制

度開

発

お

よび調

対 額になるはずであっ 治 ら判 的 しては、 示 断 すれ 安定にあったことがわかる。 ば、 公式 ユモデ もう少し多額 ル たが、 での 推 企業活動に対する制約という要因に関して、 |定値よりも多くの額を融資しているのである。 の 融 資が 反対に、 予想され たとえば韓国の場合、 た。 し か し その理 文民と軍との関係を考慮すると、 亩 は 開放的であり、 両国 尼 お ける文民と軍 それゆえ、 の 対 世界銀行は 融資額は 立 カン ら生じる より少

入国 の 政 ように、 治的 政策的要因は、 世界銀行 ற் 非政治性の原則に反して、 世界銀行の国別配分に影響を与えている。 文民―軍対立による政治的不安定性や、外資政 この原因として、 以下の二 点 策 が ٤ 指 い 摘 っ た借 で

外資 行 る。 ル 決定 第一 内 1 プ の 政 (企業 戦 デ ㅁ Ļ٦ うと 治 K ジ は は 経 的 の 1 世界銀 国 済的 例 等による政治的混乱のために、 混乱や外資規制政策の問題は、 ク お 5 「有化に対して、 であ ŀ 要因 が 行政的 る。 経済的な効果を挙げるためには、 行の支援するプロ の みに また、 政治的 基づく」 適切 国有化問題 な保証が 要因を考 と い ジ ж ・う非政 クト が 世界銀行が融資をストップさせたことも多い。 従来は、 行われたかどうか、 世 慮する必要性 界銀 が 治 成功し、経済的効果を挙げるためには、 性 行の融資決定に影響を与えてきたことも事 あくまで信用度の問題として処理されてきた。 政治的な安定が必要であることは認識され の 原 萴 が認知され に抵 触 が融資を検討する際に重要なポイントであった。 しないで済ませてきたのである。 たのである。 もちろん、 融資の準備の チャ 実であ 過去に てい ١, の内 る。 しかし、 た。 そうして、「融 お 際に、 乱 Ü ても、 内 世 æ 界銀 エ 乱 八〇年代 チ 内圧 や紛争、 世 オ 行では、 界銀 Ľ° Ŧ 7 デ

第二の原因は、 民間 企業が、 世 界銀行に対して、 ポ IJ テ 1 カ ル ij ス 2 の保証 者として機能することを強く求める

商業的リスクが増大したからである。

ようになったことである。(18) ス テ **๋** 1 クな国有化に代わり、 七〇年代後半以降、 いわゆる忍び寄る収用 N I E õ (creeping expropriation) 運動の影響を受けて、 途上国の外資政策が厳しくなり、 が増大し、 民間投資家にとり、 ŀ 非 ラ

日では、これに加えて、 されている。 そもそも世界銀行協定において、世界銀行の活動目的は民間資金の開発途上国への移転を促進することであると規定 金の流入を促進する触媒 目的達成のために、 期待に応えるべく、 しかし、 目的を達成するための手段が変化したのである。 世界銀行は経済的要因を考慮して資金を供与すればよい、と考えられていたのに対して、 非商業的リスクに対する保障をも供与することが求められているのである。 (カタリスト)として規定した。「カタリストとしての世界銀行」 バンク・オブ・アメリカ出身の クロ 1 セ ン総裁は、 すなわち、 世界銀行の機能 世界銀行協定締結 は、 を、 新しい概念ではなく、 途上国への民間資 時にお

保証 ティ 以前にもまして、非商業的、特に行政・政治的要因に注意を向けるようになったのである。(2) ントリ 機関 カ ル ì M I G A ŋ 世界銀行は、 ス ij クに敏感になっていったと推測できる。 スク研究が盛んであり、 を一九八五年一〇月に設立した。 まず、 民間銀行との協調融資の拡大に乗り出す。(2) このような商業銀行との協調融資を拡大するために、 このような状況にお 次に、 非商業的 'リスクに対する保証を提供する多数国間投資 商業銀行では いて、 世界銀行は、 ポ ij ŕ 世界銀行もまた、 **^** 資金配分を行う際に、 カ ル ij ス クを含む ポ ij

三 外 庄 モデ

うのであり、 公式モデル、 特定の政治的目的を有するのではないという意味) 内圧 Ŧ デル . の いっ ずれも、 世界銀行の政治的中立性 を前提とするのに対して、 (世界銀行は経済的目標を達成するために融資を行 このモデルは、 ァ ・メリ

カ

以

Ĩ

のパ

ワー

ながら、

第一に、

アメリ

カ

ワ 1

ショ

ス、第二に、

アメリ

カ

の

対

世

界

行

の

B 政 府 ような見解 の が、 世 界銀 が 世 行事 出される。 界銀行の設立経緯、 務局に対 世界銀行スタッフから見た場合には、 して、 その国 出資比率と加重投票制、 |別資金配分に関して圧力をか そして、 外圧モデルと呼べる。 総裁は歴代アメリカ人であることなどから、 け、 世 界銀行はこれに応じてい ると仮定する

間 測して自制する、 うというような、 パ い ける加重投票制に基づく投票権は、一つのパワー しゝ . ることができるもの て、 ワリ にはずれ 界銀 の二種類に分類できる。(※) 整理する必要がある。 行資金 が 生じることも頻繁である。(24) の すなわちロー 直接的 国別配分に関するアメリ (構造的パワー)と、 な行動にでる場合 第一に、パ 第三に、パワー ンの提案を控える場合(予想される反応から生じる圧力) 第二に、 ワ 1 'n (現実の行動を通じた圧力) 与えられたルールに従って行動するときに行使できるリレ ソースと結果に対する影響力の区分が必要である。 の影響力について、 ソースの行使の形態に関しても、 パ ソト ワー スにすぎず、これと実際の影響力 ソト スに関しても、 実証的に分析するために、 もあれば**、** ル Ī 理事会において実際に反 ル を決定あるい ス ヘタッ - もある。 (25) (結果に対する影響力) フの側から米国 まず、 は変更するために用 総務会や理 パ ワ 1 1 対 の の シ 意図 投票を行 事会に 概 念に ナ との を ル っ

目標、 題を分析し、 そして、 世界銀行資金の国別配分に対するアメリカの影響力を検討する。 第三に、 概念を用い アメリカは そのパ ワト ソースを用いて、 の有するパ 上記の目標をどの程度達成してい 、るか、 とい った問

<u>3</u> お 7 5 このことから、 九四八年度には、 ij カ の ヮ ì スの低下は、 ソ 世界銀行におけるアメリカの影響力は低下している、 Ī アメリカは三四%の投票権を有していたが、 スとして、 必ずしも結果に対する影響力の縮小につながらない。 まず、 総務会お よび理 事 会における投票権 その後、 との見解が生じる。 増資の度に投票権は減少してい を挙げることが できる。 しかし、先に述べた Ι В R る D の 会

ع

ワ

ì

ソ

Ī

場

		FY 1948	FY	1970	$\mathbf{F}\mathbf{Y}$	1980	$\mathbf{F}\mathbf{Y}$	1989
		IBRD	IBRD	IDA	IBRD	IDA	IBRD	IDA
米	国	33.91	24.53	25.28	21.11	21.49	16.33	17.40
B	本	_	3.07	2.83	5.30	5.63	9.43	9.30
西	独	-	5.02	4.34	5.32	6.62	7.29	6.91
英	玉	14.04	10.10	10.47	7.82	7.37	6.99	5.81
フラ	ンス	5.83	4.14	4.34	5.31	3.88	4.76	3.83

出典;世界銀行,年報(各号) 裁は 本部 ワート 直面 領 り お、 わらず、アメリカは、 0 %多数が必要である、と協定を変更することを条件に、 応分の財政負担が必要になるが、しかし、 論された時に、 有するアメリカは、 協定というル ことになったのである。 減少を了承したのである。(27) 投票権 ゎ もうひとつの注目すべきアメリカ さらに、 ・意向が強く反映される。(28) 構造的 ァ が 世界銀行協定変更に関して、 を有していたのであり、 し ワシ × たのである。 ij の カ ント 減少に ij 1 人から選出されることである。 ワーを保持していることに気付く。すなわち、 レ アメリカは、 ルの変更には、八〇%多数が必要であり、二〇%以上の投票権 1 ンに設置されていることであり、 より、 シ そこで、 拒否権を持っていた。 덬 自国の希望通りに世界銀行協定を変更するという構造的 ナ ij ル • レ これらにより、 その結果、今後も、一五%以上の投票権を有する限 アメリカは、 現存の二○%を超える投票権を維持するためには、 アメリカの投票権は次第に減少していったにも 1 パ シ ワーと構造的 拒否権という構造的パ のパ ナ ル・ ワー 今後は、世界銀行協定の修正には八五 その資金的余裕はない、 しかしながら、 パ 総裁 ワ 1 アメリカ政府が世界銀行との情報交 シー パ ワー また、 人事に関しては、 ス は低下しているもの は の概念を用いると、 ワー 増資を認め、 慣例により、 協定に基づき、 一九八八年の増資が議 従来は、 を継続して保持する アメリ という問題に 世界銀 o, 世 かつ投票権 ア 界銀 世 , カ大統 界銀 しゝ メ ij 行総 行 まな か カ

政策

対象となるべきラテン・アメリ

15

な 態

そして、八八年増資以後も、

7

× ij

カは拒否権を保持できるように世界銀行協定を変更することを条件に

0)

度を次第に変化させ、

世界銀行が債務問題解消のために構

造調整、

部門調整融資を拡大することを期待する

ば ル 目的は達成されていると評価している。しかしながら、後者に関しては、一九七七年以降、(②) これを促進することである。 こうした批判が高まりつつあったが、八〇年代に入り、 かり ギー融資に対して極めて批判的である。 か 次にレ 多くの途上国が進めようとしているエネルギー関連企業の国有化を助長するものである、 行が、 Ì ガ アメリカの二国間援助の補助として有効であること、 ン 政権時代のアメリカ政府の対世界銀行政策の目標を概観しておこう。 前者に関しては、 エネルギー分野は、民間企業の関心も強く、 一九八二年の財務省報告書、 原油価格が下落していったことにより、 次に、 および会計検査院報告書は、 民間企業の活動と競合せず、 世界銀行の参加が 行政府が期待することは、 世界銀行が開始した 民間 というのである。 企業の関心が低 アメリ 不要である カ エ の

換や影響力行使のうえで、

他国にはない

有利を得ているの

である。

なければならない。 資を行うIDAへの拠出金に加え、 第三番目で、 しかも最も重点を置かれ しかし、 もはや、 IBRDが増資を行うと、 その負担に耐えられない た目標は、 世界銀行資金の拡大に歯止めをかけることであった。 保有する投票権を維持するためには、応分の出資をし からである。 三年毎 15

下したため、この批判はおさまった。

ブのもと、一九八二年度の理事会は、経済発展レベルが一定水準に達した開発途上国は世界銀行から「卒業」する、 という原則 7 メリカは、 を確認し、 この目標のために、まず世界銀行の融資対象国数を減少させることを狙った。 この原則を積極的に適用することを決定 カ諸国を中心に、 累積債務問題が深刻化してきた。そこで、 した。しかし、 折しも八二年度以降、 アメリ アメリカ政府 カのイニシ 本来、「卒業」 ・アチ

1

ズ政策を社会主義的・福祉的であるとして、

批判した。

ず解決している。 増資を認めることにより、 投票権 (パワー シェ アリング) と財政負担(バード ン・シ **=** アリ ´ング) の問題をひとま

権抑圧国に資金供与することを批判した。たとえば、 世 の IJ 再 Ľ° |界銀行に対する関心は、七〇年代後半以降、 崩 ンの 界銀行に対する圧力という点でアメリカ行政府とともに重要なアクター 42 批判的である。 ルコス政府に対する世界銀行融資を批判している。 他方、保守派は、 小さな政府主義から、 髙まった。 多くのラテン・アメリ リベラル派 また、最近では、八九年の天安門事件後 マクナマラ総裁時代のベ は、 アメリカ政府が出資している国 カの はアメリカ議会である。(3) 権威主義的政府に対 1 シッ ク • す アメ ۲ る融 0 2 際組 対 ij Ī 中 資 カ 7 国 æ ン・ 織 議 |融資 フ が人 会

票行動の分析と、 配 比較を行った。 こでは、まず、 分のほか、 さて、 アメリカ 増資問題や資材調達問題、 国別配分の場合を検討する。 は 結果に対する影響力をみるために、 どの程度、 その対世界銀行政策の目的を達成しているであろうか。 さらに加盟国問題等をも検討して、 アメリカ政府が直接に世界銀行の政策決定に関与する理事会における投 世界銀行融資のパターンとアメリカの貿易・援助のパ 総合的に判断しなければならないが、 この問題は、 もちろん資金 ター ン

げ ために、 られることが 界銀行設立当初は、 ㅁ 理事会提出を断念している。(36) 総裁は、 多か っ た。 九四八年に、 米国の反対が予想されるような融資プランは、 世界銀行は、「予想される米国の反応」から圧力を受けていたのである。 ポーランドに対する融資案を準備していたが、 こうして、 理事会に提出された融資案は、 理事会に提出されることなく、 通常はコ 米国 が 反対の ン 乜 ン サ 態 度を ス 制 たとえば、J・ 崩 で承認される、 らか 前 に取り下 に した

٤

う慣行ができあ

が

っていった。

ており、

それらは経済的なもの、

回回、

ってきた(表4)。一九七二年から七四年の間は、反対・棄権投票はせいぜい四回であったのに対

その後も七九年を除き、毎年一○回以上の反対・棄権投票を行っている。

政治的なもの、および人権に関するものに大別できる。

しかし、七○年代後半以降になると、理事会で、アメリカによる融資案に対する反対・棄権投票が目立つようにな

贵4 融資案件に対するアメリカ理事の反対・棄権投票回数

							된	Fiscal Year	ear						
	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86
IBRD															
# of loans approved	72	73	105	122	141	161	137	142	144	140	150	136	129	131	131
# of loans U.S. opposed	2	3	_	5	2	2	7	2	∞	7	8	6	7	4	٠,
or abstained															
IDA															
# of loans approved	68	75	69	68	73	67	99	105	103	106	97	107	106	105	97
# of loans U. S. opposed	_	ᆫ	0	9	10	14	6	6	င္မ	ъ	င္း	8	6	10	4
or abstained															
Total															
# of loans approved	140	148	174	190	214	228	236	247	247	246	247	243	235	236	228
# of loans U. S. opposed	3	4	_	14	12	16	13	8	11	12	11	14	13	14	13
of abstained															
注) IBRD と IDA の合同プロジェクトは IBRDプロジェクトとして処理されている。 出典: United States National Advisory Council on International Monetary and Financial Policies, International Finance (Annual Report	⊦rt II visory	BRD7 o	ジェクト l on In	として処 ternatio	通されて mal Mo	netary	and Fi	nancial	Polici	es, Inte	rnation	ıl Fina	nce (An	nual R	eport
to the Fresident and to the Congress).	Suco	ress).													

アメリカ政府はその理由を公表し して、

七五

一年には

る。

第三は、

八二年度以降

に増大している理

由であるが、

借入国

の

7

クロ

経

|済政策が不適切であるというも

アメリカは、

世界

銀

行の

コンディ

ショナリティ

ーに対しても注文をつける姿勢を示してい

に カ IJ 五年には、 アは は お しゝ 一九七二年から八五年の間に、この理由に て適切な保証をしていない国への融資や、 世 界銀 経済的 ح 行 の 理由としては、 理 の 借 由 入 からナイ 国 の 地位を卒業し、 ż ・エリ 第一 E アに対する五つの融資案に反対投票を行っ プ 民間から資金を導入すべきである、 口 ジ ェ 基づいて、 民間企業と利益 ク ŀ 案が : 対費用: ェ チ 才 が競合するプロ 効果で疑問 ピアに対する一七の融資案に反対 が た。 と主張するのである。 あることである。 ジ 石油資源に恵まれているナ ェ クト 案への反対で ァ × ij 第二は、 棄権を行 ある。 カ は 国有化 7 イ っ メ ジ 九 7 ij

違反する行為であ ような政治的理由に基づく反対投票は、 ンド融資案に 次に、 インドが 対 して、 核拡散防止条約に否定的であることを理由に、 反対投票を行った。 明らかに、 直接的 融資決定の非政治性 には、 七五年 アメ -の修 Ē ij カの 対外援助配 (第四条一〇項) 理事は七四年から七七年の間、 分法に基づく行動であ を規定した世界銀行協定に が 全ての 対

とイ 融資案に対して、 る委員会を組織し、 府に求めた 権下のチリ (諸国 最後に、 デ オ حجر 7 D 融資対象国にお ギ ジ が、 に対する融資案がアメリカ議会で問題となり、 ì 7 . の 結 的 権 ア 局、 に 対 メ 威主義的 ケ ij í 立する国 フ カは、 ス オ ける人権侵害を理由とする反対 1 パ な国 ١. もあ イ・ 政 人権抑圧を理由に反対・ [に加え、 権 ケ 9 は、 í 世界銀行融資案を支持した。 人権抑圧という公式的理由 スで決定を行う方式を採用した。 七八年以降 の 棄権投票を行っている。 7 議会リベラル派は、 フガニ ・棄権投票も多い。 ス タン を 力 Þ そのまま受け取るわけには 1 ż カ タ 工 1 ì 世界銀行理事会における反対投票を政 1 タ 政 フ 一三ヶ国の中には ì 才 メン人民共和国の 権では、 - 時代に、 ì ١. 政 権 人権と融資 一三ヶ国に対する三九 時代に、 い ように、 か ۲. **ラテン・** ない。 問題を検討 1 7 ķ 7 ッ IJ メ ١ ij カ 政

件は他の理事の支持を得て成立している。かつては、世界銀行スタッフ側が、アメリカの反対を予想すると、自発的 反対が予想されても、融資案は理事会に提出され、それゆえ、アメリカは、 に融資案の理事会提出を控える、という形で、アメリカは、十分に目的を達成できた。しかし、今日ではアメリカの したかに見える。 をえなくなった。それにもかかわらず、結果として、ローンの成立を阻止できないほどに、アメリカの影響力は低下 以上のような理由から、アメリカは、反対・棄権投票を行ってきたが、しかし、結果は、いずれの場合にも融資案 理事会で敢えて反対の意思表示をせざる

しかしながら、 アメリ カの影響力の低下を強調しすぎることは禁物である。 なぜならば、 アメリ カの世界銀行理事

表 5 米国の	主要援助対象国	(世銀融資国のうち)	ち), 貿易	相手国(開発途上国)	、および刊	生界銀行の主要融資料	竹架国
U.S. ODA (1 (1982–83)	U. S. Export (1981)	1981)	IBRD (1981-85))	IDA (1981–85)	_
Egypt	11.3	Mexico	7.6	Brazil	10.7	India	34.2
Turkey	3.6	South Korea	2.2	India	10.5	Bangladesh	10.4
El Salvador	2.3	Brazil	1.6	Mexico	7.0	Pakistan	5.6
Bangladesh	2.3	China	1.5	Turkey	6.9	China	4.3
Sudan	1.7	Argentina	0.9	South Korea	5.7	Sudan	3.1
India	1.6	Egypt	0.9	Colombia	3.8	Uganda	2.6
Pakistan	1.5	Philippines	0.8	Yugoslavia	3.8	Egypt	2.4
Costa Rica	1.4	Colombia	0.8	Egypt	3.1	Kenya	2.4
Indonesia	1.4	India	0.7	Nigeria	3.0	Tanzania	2.1
Jamaica	1.3	Nigeria	0.7	China	2.4	Zaire	1.9

出典: OECD, World Bank, Annual Reports Twenty Five Years of Development Cooperation: A Review (1985), Table 12, p. 314, IMF, Direction of Trade, and

政府が本気で取り組んだ場合には、世界銀行スタッフも、中国への融資案の理事会提出を見合わせ、ようやく、 ・ズである側面も強いように見える。そうであればこそ、天安門事件以後の対中国融資の停止のように、(3) アメ リカ行 九〇

会での投票行動は、多分に、アメリカ議会のリベラル派や保守派の世界銀行批判に合わせた行動であり、

年二月に人道的目的に限定した対中融資を理事会に提出することにしたほどである。

という問題については、国別資金配分とセクター別配分の分析結果をあわせて、 というような関係は認められない。アメリカの影響力、あるいは世界銀行はアメリカの国益に貢献しているかどうか 易・援助政策を補完する効果を挙げているのであろうか。表5を見ると、世界銀行の大口融資国とアメリカのODA も有意な結果は得られなかった。すなわち、アメリカとの経済関係が強いから世界銀行はその国への融資を強化する の大口受け取り国、貿易国はかなり重複しており、概ね、世界銀行の資金配分は、 ンになっているように思える。そこで、アメリカとの経済関係を示す変数を、公式モデルに加えてみたが、必ずし さて、個々の国への融資に関してはともかく、全体として見た場合、世界銀行の国別資金配分は、 後に総合的に検討する。 アメリカにとっても望まし 7 У ij カ の Ø 貿

1 主なソースは、世界銀行『年次報告』、『IDA-歴史と回顧』(一九八二年)、二三―二六頁。 横田、前掲書。

2

- 3 世界銀行スタッフに対するインタビューに基づく。一九八三年八月。
- 4 dissertation, Indiana University, 1982), pp. 92-93. Bettina Hurni, op. cit., p. 106 Le Prestre, "The Ecology of the World Bank: Uncertainty Management and Environmental Policy" (Ph. Þ
- 3 世界銀行スタッフに対するインタビュー、一九八三年。
- 六五○ドル(八○年度表示)であり、 ハンガリーのIBRDへの加盟は、この基準との関係で問題になった。当時のIBRD借入国からの「卒業」基準は、二 ハンガリーは、八一年の統計で、既に二一〇〇ドルに達しており、 加盟よりも、むしろ、

国内向

けポ

- Dへの加盟が承認された。 もう卒業が議論される経済レベルであったからである。結局、ハンガリーの債務状況を考慮して、一九八二年七月に、 I B R
- Cameroon, Congo, Guatemala, Peru, and Ecuador. データ・ソースは、The World Bank, World Development Report Upper Volta, Rwanda, Somalia, Tanzania, China, Haiti, Sri Lanka, Benin, Central Africa, Sicrra Leone, The Cote d'Ivoire, Dominica Republic, Colombia, Tunisia, Costa Rica, Turkey, Syria, Jordan, Paraguay, Malaysia, (1983) and OECD, Geographical Distribution of Financial Flows to Less Developed Countries. Bolivia, Honduras, Zambıa, Egypt, El Salvador, Thailand, The Philippines, Papua New Guinea, Pakistan, Sudan, Togo, Ghana, Kenya, Senegal, Mauritania, Yemen Arab Republic, PDR of Yemen, Liberia, Indonesia, ル以下の国を対象とした。具体的には以下の国である。Ethiopia,Nepal,Burma,Mali, Malawi,Zair,Uganda,Burundi, 除く六一カ国をサンプルとした。また、IDAからの資金供与額を分析対象とする場合は、一人当たりGNPが一、二〇〇ド オートポルタ、ソマリア、ニジェール、モーリタニア、イエーメン・アラブ共和国、レソト、ガテマラ、およびコロンビアを Panama, Algeria, Brazil, Maxico, Portugal, Argentina, Chile, Yugoslavia, Uruguay, Greece. 但し、式(1)に関しては、 New Guinea, Morocco, Nigeria, Zimbabwe, Cameroon, People's Republic of Congo, Guatemala, Peru, Ecuador, Jamaica, Yemen, Liberia, Indonesia, Lesotho, Bolivia, Honduras, Zambia, Egypt, El Salvador, Thailand, The Philippines, Papua Pakistan, Sudan, Togo, Ghana, Kenya, Senegal, Mauritania, Yemen Arab Republic, People's Democratic Republic of Volta, Rwanda, India, Somalia, Tanzania, Haiti, Sri Lanka, Benin, Central African Republic, Sierra Leone, Nigor, 以下の六九カ国を対象とした。Bangladesh, Ethiopia, Nepal, Burma, Mali, Malawi, Zair, Uganda, Burundi, Morocco,
- (8) 世界銀行、『IDA―歴史と過去』、二五頁。
- (9) 同上、二五頁
- (2) William Cline and Nicholas Sargen, op. cit.
-) Hurni, op. cit., p. 106, and Le Prestre, op. cit., pp. 92-93.

- 革にまで、世界銀行が関与することが容認されるようになった、と解するのである。 こで、借入国の社会的要因から、さらにもう一歩踏み込んで、行政的な制度開発や、政治的コストを伴うマクロ経済政策の改 ーセンが総裁を務めた八○年代になると、経済の政治化現象は一層深化し、政経不可分性が広く認識されるようになった。そ 的要素として、社会的要因までを強調するに留まった。これがベーシック・ヒューマン・ニーズ政策であった。しかし、クロ 治的要因をも考慮せざるを得ないことを認識しても、それは国際的に許容・認知されることではなかった。それゆえ、非経済 削減を目指す点で、対立的に解釈されがちである。しかし、この内圧モデルは、むしろ、両者の連続性を見る。すなわち、 共事業の拡大に貢献したのに対して、クローセン総裁が強化した構造調整融資政策は、民間活力の利用を重視し、政府支出の クナマラ総裁の時代は、政経分離の原則は根強く受け入れられており、たとえ、経済援助の効果を高めるために、借入国の政 R・マクナマラ総裁時代に強調されたベーシック・ヒューマン・ニーズ政策がベーシック・ヒューマン・ニーズ関連の公 ~
- (의) John A. Holsen, "World Bank Techniques for Country Evaluation" in Stephen H. Goodman, Financing and Rish in Developing Countries (New York: Pracger, 1978), pp. 88-93
- of International Business Studies, Spring/Summer 1980, pp. 32-47 "The Assessment and Evaluation of Non-economic Environments by American Firms: A Proliminary Report" Journal Nations Project) Date Bank), WEIS (The World Events Interaction Survey), CREON (The Comparative Research on 国際政治学において紛争のデータ・ベース化は進んでおり、代表的なものとしては、COPDAB (TheC onflict and Peace 等がある。また、民間企業によるポリティカル・リスクの測定方法に関しては、Stephen Kobrin
- national Studies Quarterly, vol. 33, no. 2, 1989, pp. 123-147. たられば、Gary King, "Event Count Models for International Relations: Generalizations and Applications" Inter-
- (4) William Coplin and Michael O'Leary, Political Risks in Thirty-Five Countries 1983 (London: Euromoney
- 以下の二二カ国をサンプルとした。Argentina, Bolivia, Brazil, Chile, China, Colombia, Costa Rica, India, Indonesia,

South Korea, Nigeria, Pakistan, the Philippines, Portugal, Peru, Thailand, Turkey, Yugoslavia, Zaire, and Zambia.

- (18) 桜井雅夫『カントリー・リスク』有斐閣、一九八二年、五三―五七頁。
- (19) 世界銀行『年次報告(一九八五)』、五〇頁。
- (A) The World Bank, Co-financing (1980)

21

一九八八年四月に発効。

- 治的条件とするかどうかをめぐり、いよいよ公式的にも非政治性の原則が議論される状況になっている。本稿第五節参照。 い。しかし、九○年代に入り、東欧に対する金融支援問題で、借り入れ国の民主的政治制度確立へのコミットを融資の際の政 今日においても、世界銀行が関与するのは、経済関連の問題であり、非政治性の原則にふれないという立場を崩していな
- (음) Teresa Hayter, Aid as Imperialism (Harmondworth : Penguin Books, 1971), p. 32, and Edward R. Fried and Henry D. Owen, The Future Role of the World Bank (Washington, D. C.: The Brookings Institution, 1982), pp. 3-4.
- (숙) Bruce M. Russett, "The Mysterious Case of Vanishing Hegemony", pp. 208-214.
- (전) Susan Strange, States and Markets: An Introduction to International Political Economy (London: Pinter Publishers, 1988), pp. 24-25
- 26 K・J・ホルスティ、宮里政玄訳『国際政治の理論』(勁草書房、一九七二年、二五九—二六一頁。
- (27) 世界銀行、『年次報告 (一九八七)』。
- Schechter, "The Political Roles of Recent World Bank Presidents" in Lawrence S. Finkelstein ed., Politics in the 府の期待に応えなかった、ということで、一九八六年に、レーガン大統領はクローセン総裁の再選を拒否した。 Michael G. 最近の例として、クローセン総裁が、IBRD増資にともなうアメリカの財政負担の増大は回避したいというアメリカ政
- United Nations System (Durham: Duke University Press, 1988), pp. 372-373.

the 1980s, pp. 47-65

The United States Treasury Department, United States Participation in the Multilateral Development Banks in

- 30 U. S. Department of the Treasury, An Examination of the World Bank Energy Lending Program, 1981
- World Business, 17-1, Spring 1982. p. 51. Theodore Moran, "Docs the World Bank Have a Role in the Oil and Gas Business?" The Columbia Journal of 128
- (32) 世界銀行、『年次報告(一九八二)』三六頁。
- 33 ~はかりょめ。Ryo Oshiba, The World Bank under R. McNamara and A. W. Clausen (1)" pp. 21-24 アメリカは、第一回目の増資(六五―六八年)以来、毎回、拠出が支払い期限に間に合わず、IDAの円滑な運営に障害
- 34 Robert Ayres, "Breaking the Bank" Foreign Policy, No. 43,1981, pp. 104-120
- 35 石井修「米国の人権外交の理念と現実」『国際問題』一九九○年六月、特に三五−三六頁。
- Institution), 1973, p. 86 Edward S. Mason and Robert E. Asher, The World Bank since Bretton Woods, (Washington, D. C.: The Brookings
- zation, 36-3, 1982, pp. 537-574. report to the President and to the Congress for Fiscal Year) (Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office). Lars Schoultz, "Politics, Economics, and U. S. Participation in Multilateral Development Banks" International Organi-U. S. National Advisory Council on International Monetary and Financial Policies, International Finance (Annual
- (%) Schoultz, op. cit., p. 565.

Ⅳ セクター別資金配分の分析

三つのモデル

② 総

裁主導

型

ŧ

デ

ル。

理事

会は、

確

かに世界銀行の増資問題などでは重要

、な議論の場となるが、

融資活動とい

た

が うように変化してきたと考えると、 チ ゎ 2 整融資、 ے. か 7 7 1 関 関 連 および災害等に対する緊急融資に分類できる。 連 ブ の セ ジ ク タ × クト中心主義から七○年代の貧困緩和政策の Ţ 生産関 連 セ の クター セ クタ / [, 別配分の変化とは、 貧困緩和政策関 世界銀行の開発戦略が、 応に世界銀行の開 連の 強化、 セ 融資に分類でき、 2 そして、 タ 1 が あ ý, 発戦 八〇年代の調整 六○年代までのイン 後者は、 前 略の変化を意味していること 者に 構 融資 造調 o の フラス 整 融資 拡 部門 ・ラク

世

界

銀

行

の

融

資

は

その

形

態

かゝ

3

プ

p

ジ

ж. クト

融

資とプロ

グ

ラム

は、

イ

ン

フ

ラ

ス

ラ

とする執行部 ター セ ク が タ 主導 1 别 権 が理事会に提案する。 配分に関 を握 っ てい うする 政策、 る か については、 あ これを、 る しゝ は 開発戦略は、 理事会が審議・決定する、という手続きで形成される。 主に以下の三つの見解が まず、 世 界銀 あ 行 ر کو ス タ ッ フ の 調 査 分析 E 基 ゔ 3 実際に、 総裁 を中 心

る。 カ 1 理 政 府 事会主導型モデ が、 開発戦略の形成に関して強い影響力を発揮するという見方。 ル。 世界銀行を自立的な国際組織というよりも、 政府間 国別配分に関する外圧モデルの考え方であ 組 織 と捉え、 大口 出資国、 とくにア

業活動に関しては、 ح の ŧ デ ル は 第 に 総裁を中心とする執行部の管轄事項であり、 世 界銀行理事 は、 執行部 に対抗できるだけ 理 の業務に関 事会は受身であると見る。 する 知 識 · 経験 を有 し Ť な と考

える。 余り深く関与する意思がない、 時 滞 事の多くは、 在者であり、 本国 世 界銀行の業務に精通した頃には帰国するからである。 の大蔵省、 と見ている。 中 央銀行から派遣され、 すなわち、 理事 せいぜい の大半が、 四一五年間ほど理事として世界銀 融資活動とい 第二に、 っ 理事自身にも、 た事業活動 は 世 世 界銀 行に関 界銀 行 行総 与す

15

を高めていると認識している、 裁を中心とする執行部の管轄事項であり、 というのである。 これを尊重することが世界銀行の政治化を防止し、 世界銀行業務 Ø

的 目 トとして、実験的なプロジェクトよりも成功率の高いプロジェクトを好む傾向があると考えられる。それゆえ、 の交代によりしばしば新政策が掲げられるが、 エコノミスト、 いう考え方。但し、 等が 的 ③事務局主導型モデル。 ı が ターンは、 ~ 明 明確でその測定方法もハッキリしているプロジェクトを好む傾向が強いであろう。それゆえ、 確 なって 1 'n およびテクノクラートという専門家としての特性の二面性が見られる点である。まず、(1) 漸進的にしか変化しない、と予想される。 ズ関連のプロジ ジ 世界銀行に特徴的なことは、 ェ クト融資のほうを調整融資のようなプロ 世界銀行事務局は巨大な官僚組織であり、 ェクトよりはインフラスト 政策の変化に対するスタ 世界銀行官僚には、 また、 ラクチ グ 専門家としては、 ラム融資よりも志向するのではないかと推測され 2 ァ ジ 政策決定論でいう組織過程モデルが妥当すると 1 関連のプ ッフの抵抗は強く、 ェネラリストとしての特性と、 ¤ ジ 正確で、 x. ク ١ 技術的 結果として、 のほうを好み、 K ベーシ 見て手 ジェ 財政専門 また、 ッ ネラリス 堅 の融資 総裁 目 ۲

事例研究――調整融資政策をめぐる決定過程

る。

velopment)をめざす中期のプログラム・ 世 界銀 調整融資の場合をとりあげ、 行 の 開 発戦 略形成過程では、 検討する。 上記 ローンである。 のモ 調整融資とは、 デ ル のいずれが 前者は包括的であるのに対して、後者は特定セクターに焦 7 妥当するのか、 クロ 経済政策の改善や制度開 事例として、構造調整融資、 発 (Institutional De-お ょ びセ

点をあてるものである。

た政策を進めていった。

とが

内政干渉につながりかねないと主張した。

第三に、

先進国側は、

アメリカを筆頭に、

新規

の p Ī

ン

の開

始

が先

世界銀行 が初めて構造調整融資を行った一九八○年以来、 構造調整融資とともに部門別調整融資に本格的に取り組むようになった第二期 今日までの一〇余年間 は、 構造調整融資の初期 (一九八三一八六)、 調整 九八

融資の一層の拡大のために組織改革を行った第三期(一九八七-)に区分できる。

第一期 (一九八〇一八二年度)

度には、六件、八%を占めるにまで増大していった。 を開始した。八一年度には、構造調整融資は六件、 世界銀行は、 R・マクナマラ総裁時代の一九八○年度に、 全体の融資額の六%弱となり、 ボリビア、 ケニア、 お ク よびト 口 1 ル セ コ ン が に対して構 総裁となった八二年 造調 整融 資

クナマラの構造調整融資に対する関心は、 基本的には開発戦略に関する経済的視

点から生じている。

すなわ

7

が、 関連機関の運営能力の向上が必要であると認識したのである。 ì ・シッ 7 2 ナマラと違い、 ク ۲ 2 1 7 ン・ニーズ政策の行きづまりから、 公営企業の民間化に代表される、 民活路線を鮮明に打ち出し、 結局のところ、 クローセンも、マクナマラと同様の認識を有してい 適切なマクロ経済政策による支援と、 公共支出の抑制に重点をお 開発

発途上国 それゆえ、 あるプ L かしながら、 ジェ は その効果測定に関しても明確な方法がないために、無駄使いになりかねないというのである。第二に、(3) 世界銀 ク ŀ 理事会は、 行が、 Ì ンに対して、 構造調整融資のコンデ 当初、 この構造調整融資に対して、 構造調整融資はプロ ィ シ ョナリ グラム・ロ ŕ 1 慎重であった。 ーを通じて、 1 ンであり、 借入国の その理由は、 目的が漠然としていることである。 7 2 u 第一に、 経済政策に 従来の主 関 与するこ

進国 額全体の一○%以内に抑える、という枠をはめることを決定した。 の 財政負担の増大につながることを恐れた。 これらの理由から、 結局、 理事会は、 プロ グ クラム • ㅁ 1 ン

面が 的が漠然としており、 という側面もあっ に、ペーシッ 構造調整融資については、 あるとして、批判した。また、 クナマラ総裁時代に飛躍的に増大した融資資金をいかに処理するか、といった点では望ましい融資政策である 世界銀 さらに、 .行の経験に基づく新しい開発戦略として、調整融資の必要性を説くグループが存在した。 ヒュ ジェネラリストとして有する官僚的惰性から、 また明瞭な効果測定の方法もないことから、 ーマン・ニーズ政策の支持者は、 事務局内部でも意見が分かれた。まず、 エコノミストあるいは財政専門家としての立場から、 調整融資が、公共支出の削減により、 構造調整融資の拡大に懐疑的になるものも少なく 新規の実験的な融資政策に消極的な反面、 開発戦略としての有効性に関して、一方に プロ グラム・ 貧困層を切り捨てる側 しかし、 ンは、 反対 お 目

析は行うが、 の相違となって現れた。 ノミストとして、 このような見解の相違は、 融資には直接関与してこなかった。 融資決定に中心的な役割を果たすことになるからである。 後者が、 組織としては、 伝統的にプロジェクト融資を担当してきたのに対して、前者は、 主に、 しか 地域局におけるプログラム部門とプロ 構造調整融資を開始 拡大するに伴い、 ジェクト 従来、 カント 部門との 借入国 IJ 間 1 の意見 エ の

ス タ ッ = フにこ デ 構造調 1 のような政策提言を行う能力があるのかという疑問や、 シ ナ 整融資は、 'n /ティー をどう防ぐのか、といった問題が議論された。 7 クロ 経済政策の改善や制度開発を条件とするとはいうものの、そもそも、 IMFと世界銀行の融資条件とが矛盾する、 世界銀行ス ク п

度

界銀行は

拡

大は、 Ø 時期

世

銀 世

行 Ħ ì ン 0 質 S

表 6 世界銀行の調整融資(1979-87)

	SALs		Sector adjustment loans	
	\$million	Percent	\$million	Percent
1979	0	0	31	0.3
80	305	2.7	65	0.6
81	717	5.8	137	1.1
82	1,071	8.2	0	0
83	1,285	8.9	641	4.4
84	1,082	7.0	1,318	8.5
85	163	1.1	1,475	10.3
86	610	3.7	2,283	14.0
87	665	3.8	3,452	19.5

出典: World Bank News "Lending for Adjustment An Update," Special Report, May 1988, p. 6.

> る が

か、

についてはいろいろな見解

があ

~りうる。

て

強

調

された。

もちろん、

こうした世界銀行側

の

努力をどう評

ず、

停 調

北

ಕ 資

れ

7

い

ŧ

た

世

界銀

لح

の

政

策

対 Ø

話

を カゝ

場 的

を

重

要視しなが

5

貫性

の

あ

る

政

策提言をすべく努力すること

E

ならないように配

虚し、

また、

基本的 行と借

15 入国

は価格

incentives

ع

市 方 構

造

整

融

は

継

続的 る。

15

は供

い与され

る

の

が

通

常で

あ

る

に

か

ゎ

3

実

ン

れ

の低下 Α L に を招く 対 L って投げ · ので は 際 か 国 な け に の 努 いっ 3 分 か れ ボ ع IJ を、 た問題 Ľ 0 次回 批判に応えるべく、 ア、 題 点 の セ の 融資を決定する 改 ネ 善を図った。 ガ ル ガ イ 世 ャ 際に 界銀 ナ たとえば、 ĺΙ ح 行 重要視することとした。 の政 の 点で不満足と判断 策 プ 提言 ₽ グ に ラ 関する ム 口 借 ź 1

とは、 度 %弱 ۲ 八 たことである。 の か ら本格 次第に K そして八五年度以降 四 ような構 留 年 度に ŧ 構 的 は 造調 て 造 に 調 開 しっ 七 %を占めるが、 構 整 整 る 始 造調 ප් 融 融 (表6)。 資 資 れ か の 整融資は、 改善ととも B 融資額全体 一〇%を超えるに至 乜 反対に、 ク 八五 Þ 八三年度に Ì 一年度に に 調 0 部門 四 整 融 ے % 别 資に は の 強 調 は 時 整 融資額 % てい 重 期 八 融 四 点 に 年 資 八六 が 特 る。 度に 徴的 は 全 移 年 体 動 なこ 八三 度 の

も 九

%

っ

匹

Ŧī.

%

っ

FΣ

ジ る

ェ かゝ

ク

ŀ

П 取 ì

と

の

ように

り扱われ

てい

る。

そして、

各部門

.别

統計の

な

かゝ

に

プ で

異細写存却 デュルス 表 7 非

世外銀行年報における						
プ	ロジェク	ト融資額(%)				
7	1980	4.6				
	81	8.2				
	82	9.5				
	83	9.9				
	84	8.9				
	85	4.4				
	86	8.1				
	87	13.8				
	88	8.8				
	89	16.0				

出典: 世界銀行『年次報告』(各年度)

て分類されるのに対して、

部門別

調

整

融資は、

実態

は グ

口

グ

ラ п お 実

u

であるにもか

かわらず、

統計上はあたか

もプ

D

ジ

.

ク ブ ラ

ŀ

□

1 ム Ī しっ

あ

構造

調

整

融資は

ノン・

プ

ㅁ

沙

ェ

クト、

すなわちプ

п

ム 計

ンとし て

することになってい

る。

なぜならば、

世界銀行

行年

報

の統

に

は

ш の

は

〇%以

内に抑

える、

という理事会決定

を

事

乏 ァ

政

策変化は

次

の二つの結果を生じさせている。

第一

に

ㅁ

グ

ラ

累積 され 九八三年 事会側、 債 t の点に関して、 の統計上は、 務 い 度以 問 も八二年度に、 か なけ 題が深刻化 降 ń 八七年度と八九年度を除き、 常に、 ばならない。 世界銀行スタッフは、 プ 構造 世界銀行の調整融資に対する期待は高まる一 口 グ 調整融資と部門 ラ そ ۵ れゆえ、 • ㅁ 1 構造調整融資は基本的 ン は 時的 别 融資額全体の プ 調 に一○%枠を超えたかどうかは余り問題ではないとしている。 整融資の合計値は、 П グ ラ Д ○%以内に抑 ì には緊急避難的 の合計値が ン は 一〇%を超えているに 方であり、 ○%枠内に留ま える、 記載されて な目的 一〇%枠を議論する事 という決定をしたも い の っ てい \$ る 8 の の であ る か で ある。 のである かわらず、 9 その結 の い 態 の ずれは縮 (表7)。 世界銀 は見ら そ の後、 小 行

報

融資額と関係 化させた。 第二に、 構 構 が深 造調 造調 整 整 一融資の 融資 世 界銀 から 国 行とつ 别 部 闁别 配分 なが 調 ゾ ター 整 'n 融資 の ン 強 を ĺ٠ の 国 重 一九八〇年度から八五年度までの |が構造調整融資を受ける傾向が見られた。 点 の 移動 は ァ ㅁ グ ラ ム п 1 累積額で見ると、 ン の 国 别 配 これに対して、 分 パ タ 世 1 界銀行 ン を大き 部 か 3 别 変 0

ない

表8 ラテンアメリカ・カリブ地域諸国への調整融資

(current US\$ million)

			(**************************************	
	SALs (FY 1980-		Sector adjustme (FY 1979-	
Argentina			85	
Bolivia	50		102	
Brazil	_		1155	
Chile	500		_	
Costa Rica	80		25	
Dominica	3			
Ecuador	_		100	
Guyana	22		_	
Jamaica	191		159	
Mexico			850	
Panama	160		_	
Uruguay	80		60	
Total	1087	(18.4%) *	3301	(35.1%)
Grand Total	5897		9403	

出典: The World Bank, Lending for Adjustment: An Update (World Bank News, May 1988).

額で見ると、 調 れ 0 テ が に、 移 問 7 資 げ な 場合、 てい 顕 整 ン 点 動 数を限定する方針が採ら な た も 対 ま × 活 融資 ぜ、 著である。 ず á そ が な の ij 動 世 る 部 7 ては の で 出 3 に カ の場合、 構 そ メ 構 た 理 の ば あ ප් 諸 戾 Ď 造 で 别 IJ 慎 の の れ 造 由 る 玉 重債務 調 調 ある か。 調 カ たように、 に つも 従 重 の 整融資 八七 整 Л の 整 で つ 来 借 債 七 % 融 ひゝ 融資の場合、 重 あ 政策変化 (表8)。 務問 Ä り の 九年 が 債 年 0 資は、 て考察してみよう。 でも プ 玉 っ ・度まで 中 供 務 た。 か 題 の П 度 ら部 進 プ 与 玉 あ 構 の ジ ځ に 国 か その ń 造調 構 がもたらした結果を参 深刻 っ 口 ᆂ B れ の てい 対 15 造調 グ た。 ク 累積 八五 たに 主 開 その三 し 別 ラ 化 ŀ 整 て、 3始当初 に 整融資 た。 調 A L が 供 年 す 整 額で見ると、 か ㅁ 度 五 ぎな 構 与 融 ප් 定 ㅁ サ 1 まで % 造 ž 資 まざま ブ の は か Ī ン れ が 調 い 劾 5 ラ 主 ン る の 力 配 の 整 巢 体 の サ テ 傾 累 分 15 融 を な 点 対 畤 拡 の ラ 向 積 資 考 z 対 象 融 的 大 ラ

明らか

にされた

整融資の進捗状況に関する一九八二年度報告においても、構造調整融資を必要とする開発途上国は極めて多いことが 地域の経済危機により、構造調整を必要とする開発途上国は増える一方であった。そして、 世界銀行による、

応じて、クローセン総裁は、部門調整融資のラテンアメリカ諸国への配分を強化したのである。 的な部門毎の調整の必要性も指摘された。こうして、八三年度から部門別調整融資が本格的に開始されることになっ たのである。 るために、 部門別調整融資が注目された。さらに、経済開発の観点からも、総合的な構造調整だけでなく、より限定 構造調整融資の拡大に対しては、全融資額の一○%以内という拘束があった。そこで、この拘束 そして、アメリカ政府および商業銀行が、債務問題解決のために、世界銀行に対する期待を高めるのに ら逃れ

(III) 第三期(一九八七年度—現在)

出し、八七年一月にタスク・フォースが設置された。そして、同年五月に組織改革が開始され、八七年七月に基本的 ber Conable)は、世界銀行総裁に就任すると、同年一〇月に、早速、 に完成した。 九八七年度(一九八六年七月から翌年六月まで)に新総裁となった元米国下院議員のバーバー・コ 世界銀行の組織改革を準備するように指令を ナブル (Bar-

department) と一つの技術局 フトに応じるように組織構造を改革することであるとしている。具体的には、地域局が、 この組織改革の目的は、 かつてのプログラム部門 世界銀行年報によれば、生産部門向けの個別投資から調整貸し付けの政策 から構成されるようになり、 (program division) であり、 国別の視点が強化されるようになったのである。 開発政策の形成、 政策対話、 経済 複数の国担当局 乜 クター への強調 分析、 (country 国担当局 そして 点 の

である。

こうして、

=

ナ

ブ

ル総

裁下の

世界銀行は、

事

務局

組織を改革し、

政策的に

Ŕ

改善を図り、

また資金的

問

技術援 局 コ 内部 ナ ジ ブ 助など、 ル の ク ブ ŀ 総 ·部門 裁 グ の立場から見ると、 ラ 世界銀 (project division) ۵ 部門とプロ 行 融 資に関する全責任を負ってい ジ 調 工 整 が クト部門 融 縮小されたものと見てよいであろう。 資の 拡大に対する事 の意見対立は、 る。 務局 また、 プ ㅁ 内部 グ ラム 技術| の反発を抑えるべく、 部門を強化する形で決着を見たといえ 局 (technical department) すなわち、 構造調整融資をめぐる、 事 務局 組 は 織 自 体を改革し、 カゝ つて よう。 地域 の

調

整

融資に取

り組み易

ï

体制に変革し

たのであ

民層 ヾ = | 譋 増資問 政 鞍 コ 気策の ズ政策の調 政 対して最も 策 ブ 支持 ル 題についても、 15 お 総裁は、 者 い 和に の て公共支出 批 打撃が 政策面 判に 関する調査を行い、 前述のように、 大きいとの批判がなされていた。 応えるように努力している。 の K 削減による財 おいて、 2 コ その両立を目指す方針を掲げ、 □ ナブ 1 政 0 乜 健全化 ル ン時代の調整政策を修正した。 はIBRD協定の改正を条件にアメリカ政府の合意を取 さらに、 が強調され そこで、 調整融資を拡大するうえで障害となっ たが、 コナブ 事務局内部 これは、 ルは、 すなわち、 調 社会事業関 のべ 整政策とべ 1 ク シ 連 ㅁ ッ 1 費用 Ī ク シ セ ッ ン ۲ の 総裁 て ク・ヒ _ 削減とな り付 た 時 Ι 代には、 ン 1 ij В た \mathbf{R} = 貧 D

資は、 課題となってきた。 それゆえ、 以 Ę 単 で ある。 調 なる一時的 整融資 ゙メリ さらに、 (の政策形成過程を見てきたが、 カ政府の支持も得られることになり、 世 なものではなく、 界銀行は、 一九八九年末から東欧革命により、 主に い 調 よいよ世界銀行にとって中心的な融資形態になってきたといえよう。 整融資を通じて対ソ連 このことから次の結論が得られる。 世界銀行は、 ソ連 東欧金融支援を行う方針で 東欧に対する資金援助 本格的 な体制で調整融資に取 すなわち、 が ぁ 新 たに 乜 り組 世 ク 世 界銀 界銀 タ 1 めることに 别 行 の 配 大きな 分 調 の 政

融

ることにより、

スタ

ッ

クの

抵抗を抑えることができる。

ブ

u

ラ 基

ローに

1

ン

は全融資額の一〇%以内に抑える、

というような枠をはめることはできる。

策

は、

ム本

子的

は

総

裁を中心とする執行部

のリ

1

ダシ

ップに

より

形成され

る。

玾

事

会は、

これに対して、

たとえば

しかし、

執行部

必ずしも実際にはこうした枠に拘束されずに行動できる。 0 あ 拡 るい 大政策に対して消極的、 は専門家としての立場から、 懐疑的 総裁の交代による政策変化に常に従順 な見解を持つものも い 事務局スタッ た。 それでも、 フ は 最終的には、 であるわ ジ ェ けではない。 ネラリスト官僚としての特性 総裁は、 事 事実、 務 局 組 造調 織を改革 整 融資 カン す

るが、 を持 否された 益を十分に保護しない 対しては極めて敏感であることを示している。繰り返しになるが、世界銀行総裁とア Ø 調整融資政策 シ が は ッ ってい か 2 これ 15 ひとつに しながら、 お ۲ ク ける 構 _ を債務状況だけが原因であると解するのは不自然であり、 るとは 造調 小に消極 1 1 経営陣 は セ 7 総裁や執行部 整融資の場合と比べ、 いうものの、 ン の 的なス 累積債務問題の深刻化により、 場合が、 ならば、 = と筆頭株主との関係に似 1 タッ ズ政策との両立を図るように努力しているのである。 しか これに該当しよう。 容易に退陣に追い込まれ が フに対して、 万能であるというのでは Ļ 部門調整融資では、 総裁の任命権を事実上有しているアメリ 組織改革という強硬手段を用いる反面、 ているのである。 理事会や加盟国 ることがある。 な ラテン・ ٠\ 0 経営陣 プ が、 П 世界銀行総裁 7 グ 総裁再選を求めながら、 は強力な政策決定能力を有 X この枠に固執しなかったことによる。 ラ ij ۵ カ諸国に偏 • ī カ政府との関係となると、 さらに、 が、 ン メ 。 の 調整融資政策を修正して、ベー やはりア リカ政府との 重した配分パター 一〇%枠を事実上 総裁はな × レ 強力なリ ける IJ Ì ガ 関係は、 カ 政 が ン 大統領 無視 府 ン 1 株 が 徴妙なも ダ の みら また、 期 主 7 できた 待に の X ッ 利 拒 IJ ヮ れ

î

William Ascher, "New Development Approaches and the Adaptability of International

Agencies:

The

Case

of.

138

World Bank" International Organization, 37-3, 1983, pp. 415-439

- (2) 調整融資については、たとえば、Richard E. Feinberg et al., Between Two Worlds: The World Bank's Next Decade, ilutional Development: Incentives to Performance, (Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 1987.) tion Books, 1989), および「調整貸付:最新の状況」(World Bank News, 1988). 制度開発については、Arnold Israel, Inst-John M. Nelson and contributors, Fragile Coalitions: The Politics of Economic Adjustment (New Brunswick, Transac-
- (η) G. K. Helleiner, "Policy-based Program Lending: A Look at the Bank's New Role" in Richard E. Feinberg et al., 国」(山影進編『相互依存時代の国際摩擦』東大出版会、一九八八年)、一八九一二三三頁。 Devolopment, vol. 15, no. 2, pp. 1469-1482. 大隅宏「コンディショナリティーの論理と動態―IMF・世界銀行と開発途上 Between Two Worlds, pp. 47-66. Paul Streeten, "Structural Adjustment: A Survey of the Issues and Options"
- t) The World Bank, Annual Report (1981), p. 70.
- (ν) Richard Feinberg, "The Changing Relationship between the World bank and the International Monetary Fund" International Organization, vol. 42, no. 3, 1988, pp. 545-560.
- (6) 世界銀行スタッフに対するインタビュー、一九八八年。
- (n) David Bock and Constantine Michalopoulos, "The Emerging Role of the Bank in Heavily Indebted Countries" Finance and Development, 23-3, 1986, pp. 22-25. 奥田宏司『途上国債務危機とIMF、世界銀行―八〇年代のブレトンウッ ズ機関とドル体制』(同文館、一九八九年)。
- 8 のOECF)一九八七年。 世界銀行、『年次報告(一九八八)』、四八―四九頁。海外経済協力基金、『基金調査季報』五六号(特集―新生世銀と今後
- (9) 世界銀行、『年次報告(一九八七)』、二三頁。

V 世界銀行の政策決定と国際政治の構造変化

国際政 治 |の構造変化

する。 玉 に注目し、これらの変化が、 |際政治の構造変容にどのようなインパクトを及ぼしたのか、といった問題を考察する。 世 界銀 国際政治の構造変容として、アメリカの力の衰退、 行の 政策決定についての分析結果を、 世界銀行の政策決定に対してどのような影響を与えたのか、 繰り返しになる部分もあるが、 南北関係の変化、 お 国際政治の構造変化と関連させて解釈 よび東西デタント また、 世界銀行 の進展と冷 行の活動 戦の終焉 は

アメリ カ のパワーの変化

しばし の議論が多いが、 ったのであろうか。 れた国際組織である。 覇 権安定論に基づくと、 ば議論されることであるが、 アメ ij カ 世界銀行の政策決定過程といったミクロ の また、 対世界銀行政策の変化を見ておこう。 それでは、 世界銀 世界銀行はこれにどのように対応していったのであろうか。さらに、 アメリカの力の衰退に伴い、 行は覇権 そもそも、 国 アメリ ァ ノメリ カの ,カの力は衰退しているのであろうか。一般に 創造したブレトンウッズ体制を維持・ • レベルでの分析を通じて、 アメリ の圧倒的な経済力、 カは対世界銀行政策をどのように変化させてい この問題を検討してみたい。 運営するために 覇権安定論をめぐり 7 ク П • べ 設 公立さ ル 7

ゥ

ズ体制が成立したのであり、

それゆえ、

アメリカは世界銀行においても極めて強力なパワーを有していた。

アメリカ

金融力に支えられてブレ

制 ŀ

度

ぼ

し

Ť

る

の つであ

世界 義的

銀

行理事会で反対

批

判したのである。

行政府

は

世

八〇年代には、

累積債務問題が深刻化したことにより、

7

メ

ŋ

カ

は

世

|界銀行の役割を見直

棄権投票を行う回数を増大させてい

る。

裁は 的 に 歴 は 代ア 加 重 - 投票制 メ ij カ 人 15 か、か より巨大なパ ら選出される慣行により、 ヮ ĺ シエ ・スを持 7 ち x また、 IJ カ は 実態 世 節 |界銀行の政策決定に強い には、 世 界銀 行の本 部 が 影響力を発揮することが ワ シ ン ŀ ン K 置 か れ 総

で

きたのである。

I D 挑 のパ 9 を低下させ始めた。 戦国ではなく、 A增資以来、 か Ι ヮ Ī D Α (投票権) 六○年代後半からアメ が 一円滑に 覇権国 7 活 メリ ح に見合っ の 動をするうえで障害となってきた。 カ政府は、 7 が × たコ ij 1 D A カ の 1) ス 毎回、 態度は、 の ١ カ の経 活動にとり障害となってお . の 負担 済力 その割当額の拠出に関する議会の承認を期日 まず (出資) 財政負担問題 金 融 ができなくなってきたのである。 力が 出資額が投票権を決定することを考えると、 低下し始めると、 に関して顕著に現れた。 b ブ レ ŀ アメリカは ンウッズ体 また、 制 一九六五―六八年度の第一次 次第に世 までに得 の 維 覇 持 界銀 権論に関連させ ることに失敗 運営に 行に 7 对 メ 悪影響を及 する ŋ カ 支持 Ť は お そ

銀行 済 関 自身が、 を政治化していると批 七〇年代に入ると、 組 融 織で 世 資に反対 界銀行に対しては、 なければならず、「非政治性」 7 また、 判 メリカは、 た(2) 議会保守派 政治問題を投げかけたのである。 この機能主義的な見方に基づくと、 機能主義的な国際組織観に基づいて、 は、 の原則を遵守しなければならないはずであった。 べ 1 シ ッ 界銀行活動 ク • ۲ ٦. 1 すなわち、 を高く評価しているが、こうした議会の圧力をうけ 7 ン 世界銀行は、 = UNESCOやILOといっ ì 議会リベラル ズ政策を福祉的 経済的 派 効 し であ は 率 か を重視 し 9 人 な 権 が 抑 な する た国 5 庄 か 国 に は社 Ŧ 連 7 際 専 の × 門 世 IJ .機 経 カ

141

これ

を積

極

的

に活

12

ついて、体系的に考察してみたい

協定を修正することに成功し、 用する方針を打ち出してくる。(3) いうジレ ンマに陥 った。 結局、 アメリカはこの問題を解決したのである 投票権は低下しても、 しか į その反面、 I 今後の協定改正に関して、 $\ddot{\mathbf{B}}$ R D の増資によるアメリ 拒否権は失わない カ , の コスト 負担増 ように、 は 回 避したい、と 世界銀行

に関 1 化しており、 以上のようなアメリカの対世界銀行政策を見ると、 する決定、 ンである、 これはとりもなおさず、 ②融資の基本政策の形 との印象を受ける。 成、 しかし、ここで、 世界銀行の政策決定過程におけるアメリカの影響力の低下に ③ ル 1 ル 形成に関する決定の三つのレベルに分類して、 アメリ 世界銀行における政策決定の分析結果を、 カはその力の衰退に応じて、世界銀行に対する批判を強 ① 個 アメリ 対 する 々 カ , の ・ラス の影響力 融資案件 ŀ

行にお た。 の反対投票に られるの まず、 世界銀 ける影響力は低下していると見える。 が 個 .行事務局は、米国の反対を予想しながら、 . 々の 通常であった。 8 カコ 融資案に関して、一九五〇年代に カュ わらず、 しかし、七〇年代半ば以降になると、 他 の理事の支持を得て、 ぉ ٧̈̈ 承認されている。こうした現象を見る限り、 これを圧力と感じなくなってきたのである。 ては、 米国の反対が予想されるような案件は、 7 ノメリ カ の 理事による反対・棄権投票が増大してき 7 さらに、 事 メ ij 前 カ IE の 取り下げ 世界銀 メリカ

世界銀行も、 るように思える。 このようなアメリカの理事会における投票行動は、 「人道的」 それゆえ、天安門事件以降の対中国融資の停止のように、 要請以外の融資案を理事会に提出できないでいるのである。 主にアメリカ議会を念頭 米国政府が本気で取り組んだ場合には、 にお いっ た国 内 向 け ポ 1 ズ へであ

動的である。 融資の基本政策に関しては、 し かしながら、 ア ノメリ カ大統領は世界銀行総裁の人事権を有している。 総裁が極めて強力なリーダシップを発揮しており、 また、 理 アメ 事会の 'n 役割 カ議会は、 は 般 ァ 的 × 15 ij 受

決定的 カ 予算 に重 承 心認権 一要になる。 を有し このように考えると、 て お þ 1 В Ŕ D Þ Ì D 融資政策の形成は、 A の増資が 発効するために 世 界銀行総裁に任されているとはい は ァ メ ij カ議 会 の支持を獲得 え 総裁 することが

部は ル ì ル 形 の期待・要望に対して極めて敏感にならざるをえないのである。 成 心に関 する決定の場合を検討してみよう。 世界銀行協定の変更に は 従来、 全投票権数 の 八〇%

ァ メリ

カ 政府

以上の支持が 八五%以上の支持が必要であると協定を修正することを条件に、 担できな 拒否権を有していたのである。 が 必要であ 拒否 権 ŋ は失いたくない、 7 メリカの投票権は、二〇%を超えていた。 しかし、一九八八年の増資の際、 というジ レ ンマに直 面 した。 一九八八年の増資に賛成し、 そこで、 当 時 すなわち、 の投票権を維持するために必 ァ ゚メリ 7 ゚メリ カは、 カは、 今後は、 投票権 協定変更問 協 の低下を受諾 定の変更には 要な出資 題 E 関

したが、 うり のである。 協定変更に関する拒否権という構 この結果、 ナ ル パ ヮ 五%以上の投票権 1 لح 構 造的 パ ワ ĺ 造的パ の があれば、 概念を用いると、 ワー 拒否権を の維持には成功したのである。 維 アメリ 持できることになった。(3) カ の投票権 Ţ レ ì シ ス 日 1 ナ ザ ル ン ス ワ ŀ ĺ は低 ジ

の

南 北 対 立の 激化と行き詰 まり

として団結して行動することに 世 一次大戦後、 界銀行の貸し付け先の増大として、 アジ ア・ アフ ょ ij þ カ の 国 旧 植民 際 政 そして、 地 治 ic 地域から多くの お け 融資資金の拡大要求となって現れた。 るパ ワ 1 を著しく増大させた。 独立国が登場し、 その 後、 これは、 これ 1 $ar{\mathbf{B}}$ 世 らの 界銀 R 国 D 行 の は 加 15 盟 お ル 国 数は 7 プ 七七七

Ī

たのが、六〇年度には六八ヵ国、 九〇年一〇月現在では、 七〇年度には一一三ヵ国、 五. Ŧ. カ国である。 これに伴い、 そして、 八〇年 Ι $\bar{\mathbf{B}}$ R D 度に の 融

九四六年度では三八カ国であっ

カ国にまで増大している。

ちなみに、

資資金も、

九

四四

七年度には、

二億五〇〇〇万ドル

であ

ても、

注目すべき数字である。

六億八○○○万ドル、そして、 八〇年度は七六億ドルにまで増加している。 ったのが、 六○年度には六億五九○○万ドル、 たとえ、 インフレの影響を差し引くとし 七〇年

れる世界銀 S C I D 開発途上国 さらに、 際金融公社 行グル が 多国籍企業と開発途上国との投資紛争の増大に対応すべく、六五年には国際投資紛争解決セ 創設された。 の (I F C) 1 ワ プとなっていった。 ーの増大は、 こうして、国際復興開発銀行として出発した世界銀行は、 が設立され、 世界銀 六○年には譲許的な資金供与機関である国際開発協会 行の組織にも変革をもたらした。 九五六年には民間 これらの複数の機関 企業へ Î D A の貸付 が か ン 3 設立され 業務 ì を行 î

年代には 回避する傾向から、 きる資金を急激に拡大していった。これは事務局官僚の立場から見ると、 をもたらしたことである。 |界銀行の政策決定との関係で注目すべきは、 クロ 新規のプロ 1 乜 ン が強調する調整融資に、それぞれ抵抗するスタッフも決して少なくなか 七〇年代には、 グラ 一九七〇年代に、 ム ٠ п マ 1 クナマ ンである構造調整融資を開始する一 マクナマラ総裁は、開発途上国の資金需要に応えるべく、 ラの主張するペーシッ こうした資金的・組織的拡大が、 ク ۲ م ا 消化すべき資金の増大を意味した。 因にもなる。 7 ン・ 世界銀行事務局の肥大化・ = 反面、官僚として不確実性を 1 ズ政策に対して、また八〇 った。 融資に 官僚化 礼利用で そして

の ていく。 多国間投資保障機構 この状況を、 開発途上国は、 世界銀行に対して、 多国籍企業からみれば、「しのびよる収用」とよばれる一つのポリティ M I G A 一九 七四年に新国際経済秩序の樹立要求を行い、それぞれの国にお の設立となる。 ポリティ カ ル また、 リスクに対する保証を与える機能を要求し、これが、一 開発途上国への民間資金の導入を促進することをその目的 しく カ て、 ル 外資規 ŋ ス 制 の 九八八年 を 増 大で 化

文民との対立状況のような政治的不安定性の問題だけでなく、 の一つとする世界銀行にとっても、 ポ リティ カ ル IJ スクは無視できない 外資政策などの要因をも、 問題となる。 その結 融資の際に考慮するように 果、 世界銀行も、 軍と

なってきたのである。

対立であった。(6) 改革に対してもアドバイスを与える。 経済を確立することが目的とはいえ、 る価 ることを意味した。 銀行の途上国への政策関与は強化される、 や部門調整融資が注目されることになった。 て、八〇年代になると、 格決定メカニズム 対立は、 七〇年代後半からの南北交渉の行きづまりは、 クラスナ 他方、 の確立が強調される。 開発途上国の累積債務問題がいよいよ表面化し、 í の 市場経済のメカニズムを重視したアジアNIESが、目ざましい経済成長を遂げる。 解釈に従えば、 世界銀行のコンディショ 借入国 という逆説的なことが行われるのである。 調整融資においては、 北 の 市場原理が南北関係に浸透してくるのである。 マクロ経済政策や財政政策に対して政策提言をおこな の市場原理と南の政府間取決による公的配分との間 南の主張する原則に基づく経済秩序の形成が ナリティ 当然のように、公営企業の民間企業化や市場 1 深刻化していき、 が認知され、 市場経済確立のために、 反面、 世界銀行の構造調整 世 0 界銀行は、 原則 行政機 困 をめぐる 「難であ 世 市場 によ 融資 そし 界

(三) 東西関係の変化

界銀!

行の

政策が東西関

係にどのようなイン

Ñ

クトを与えてきたか、

また、

反対に、

東西デタント

の進展

や冷

終焉は、世界銀 してみたい。 行の政策決定にどのような影響を与えているか、といった問題を、 以下の三つの時期に分類して検討

九七〇年代までの時期であ

b

ユー

ゴ

スラビ

アが創設以来、

また、

ル

1

7

=

アが

第一期は、世界銀行設立以降、

ኑ* 6 耳 強まってい Ī 7 íτ |依存状況を深化させることにより、 は ń 九七三 7 対する てい しかし、 7 一九五〇年に、 一年に の た。 加盟 っ 世 界銀 七〇年代には、 世 たと思われ 界銀 を承認する理 1 行融資には ラ ンド 行 また、 K る。 加盟 ゃ チ 米ソデタント すなわち、 由 チ し ェ ø, ュ て æ. コ Ì コ ス い る。 ひとつには、 ゴ ス □ 東西間の緊張緩和を導こうとするアプロ スラ ㅁ バ 世界銀 世界銀行が窓口となり、 バ 丰 アに Ľ の影響を受け、 キアは五四年に、 アの 対する融資案はア 行は、 当時のル ソ連離れを支援するという政治的 設立 当初、 対ソ対決的な姿勢よりは、 1 それぞれ、 マニアの これらの国と西 明ら カ か ソ連離 世界銀行から脱退した。 12 の 圧力に 7 × れ政策を金融面 ij 1 側 チである。 より取り下げられ、 カ 経済シス 目 の 的 むしろ、 冷 戦戦 が見られる。 それ 路の一 テムとの交流を高 から支援することに 相互依存アプロ また、 ゆえに、 環として位置 結局 九 ュ 七三 七九年以降 1 ⊐* ポ 1 ス 1 づけ チ あ 15 ラ ラ Ľ 相 が ル

至 界銀行に公開される。こうして、 行政機構に関 国 第二 の債務問 第三期は、 期 世界銀 は 題に取り 八九年末 ても政策提言を行うのである。 行はこれらの国に対して、 ガ 組 IJ む時期である。(8) から生じた東欧諸国に お ቷ びポ 資 金、 Ì さらに、八八年にはソ連までが、 ランドがそれぞれ、 政策、 債務返済の危機を回避するために資金を供与するだけでなく、 お 情報の点において、 ける変革による冷戦後 そして、 融資案を形成するために、 八二年、 東西間の交流が促進されることに 八六年にIB の時代である。 Ι M F 世 R これら諸国 界銀行 D 15 対 ソ連 加 盟 へ の し、 東欧金融 の 加盟希望を表明 経済 世 界銀行 な 支援問 財 経済 政資料 が (する 政 れ 題 が が 策 3 緊 世 ø 15 の

深刻化してきた東欧の債務問題に対して、

世界銀行は積極的に関与していくのである。

急の

政治的

課題となり、

ح

の

問

題のために世界銀行の果たすべき役割

も強調された。

L

か

東西

視の

か

という懸念がラテン・

7 関 | 係重

×

IJ

カや

7 政

· フリ 治

配慮から、

東欧諸国に世界銀行の資金が優先的に配分されるのではない

カ

0

諸国に

は

強い。

また、

対

ソ

連

東欧支援では、

主に調整融資が

行われる見込みであり、

世界銀行は、

146

そして技術的側面

から検討された。

カゝ B つて 重大なことは、 の プ □ ジ 様々な問題を投げかけてくる。 ェ クト 冷戦の終焉により、 融資中心の機関 世界秩序の原則が大きく変化することであり、 からプロ これについては、次節で詳細に検討したい。 グラム 重 |視の組織に変容することになるであろう。 これは当然に世界銀行の政策決 そして、

より

国 |際経済シ ス テ 'n の

変化

定に対しても、

世界銀 響を与える。 か、 定にどのような影響を与えてきたか、 パ とい 行の政策決定に対して直接的なインパクトを及ぼすとともに、 ク ス た問題を、 ブレトンウッズ体制の成立、 7 メ ı) カ 政経分離 1 ナの衰退、 の原則と自由な国際的資金移転の 南北対立の激化と行き詰まり、 また、 変容、衰退、そして、冷戦後の世界経済秩序の模索が、 世界銀行の政策決定は国際経済体制 原則に注目しながら、 そして冷戦の終焉といった国 国際経済システムの変容を通じて、 にい か 検討したい。 なるインパク 際政治の 世界銀行の政策決 トを及ぼしたの 間接的 構 造変化は、 K 影

政経 分離 か ら政経不可分

準としては財政要因 借入国の政治的要因を考慮してはならない、と定めている。 九四四 年 ١ 経済要因、 ンウッズ会議において調印された世界銀行協定は、 および技術的要因があげられ、 また、 それゆえに、 個別 政経分離を前提として、 の 国別の資金配分に関して、 プ п ジ ж. クト 案の審査 融資を決定する際 Þ 公式的 財政 以的、 な基 経

止に貢献してきた。 世界銀行の非政治性の原則は、 い い かえると、 外圧からの防波堤の機能を果たしたのである。 第一に、 加盟国 からの政治的介入を防ぐという意味で、 第二に、 個 世 Þ 界銀 の プ \Box 行 ジ の 政 クト 治 化 案 の防

となっていった。

財政、 が資金供与の基準となり、 の 結 経済、 果、 融資に関 技術 の諸側面 して、 専ら、 事務局主導型の政策決定となっ ī 関しては、 融資の目的と対象が明確で、 世界銀行スタッフは理 た。 効果が測定可能なプ 第三に、 事に対して、 世界銀行に 情報 ゃ とっ 経 \Box 験 ジ ては、 の **I**. クト 面で圧倒的 経済的: 融資を中心とする機関 . 効率 45 有利で ぉ よび効果

化現 い 互依存の進展による国家の敏感性・ 〈象が現れるようになってきた。 政府間取り決めによる公的配分の原理による世界経済の運営を要求する。 かしながら、 九七〇年代にはいると、 他方、 脆弱性の増大により、 南の諸国は、 プレト ンウッズ体制を支えていたアメリ 市場原理に基づく国際経済体制 先進国間の通商摩擦に代表されるように、 これ が、 カ の力の衰退により、 新国際経済秩序の樹立要求 に対して、 異議申し立てを行 経済問題の政 また、 相

ある。こうして、

政経分離の原則が次第に色あせてくる。

ある。 国 発しており、 資家にとりポ あ して十分な保障が行われ の送金制限などの しかし、 七 リテ 四年 ポ 七〇年代後半以降は、 IJ テ 1 ・の新国 1 カ 「しの カ ル てい ル 際経済秩序樹立宣言の影響を受けて、 • ij びよる収用」 るかどうか、 リスクは決して新しい問題というわけではなかった。 ス クが 重要な問題になってくる。 国有化ほどドラスティックな外資政策よりは、 に注目し、 が外資規制策の中心となり、 これを信用度、 もちろん、六○年代には、外国企業の国有化問 多くの開発途上国に すなわち非政治的問題として処理して また、 あらゆる領域に及ぶようになっ おお 世界銀行は、 外資企業の株式保有の制 いて、 外資規制 当時は、 753 強 花 国有 され、 いく 限 題 た た 化 の Þ の ic が 対 頻 投 で 本 で

的要因だけを検討してい 他方、 世界銀行の経験からも、 たのでは不十分である、 ッ ┙ ジ ェ クト の経済効果を高め、 と認識するようになる。 その成果を維持するためには、 しか しながら、 政経分離 財政 の原則 経済 が未だ浸透 技術 IJ

1

ブ

グ

ラ

ム

中心に、

機構改革しているのである。

挙げられず、 挙げるために 会的要因が していた一九七〇年代には、 開発途上国 を挙げるためにと目的が限定され、また、 八〇年代には調整融資 強 ヮ 他方、 は 内 調される。 政に関与するようになったのである。 借入国 経済の政治化はますます進展する。そして、 が本格的に開始されるのである。 これ の 7 いきなり、 クロ が、 経済政策および行政機構の整備が不可欠であると、 べ 1 シ 政 ッ 対象もマクロ 治 ク • 的 |要因をも考慮した開発戦略を打ち出すことができず、 ٤ 2 ı 世界銀行の非政治性の原則 7 経済政策、 世界銀行が調整融資において与える政策提言は、 ン = ì ようやく、 ズ政策である。 あるいは行政問題に限定されるとは 世界銀行のプロ が、 しかし、この政策も必ずしも効果 公式的にも認識され 公式的にも、 ジ 工 ク ١ 結果として、 が 歩後退したので 経 る。 活済的 うもの 経済的効果 そして、 効果を 社

構 C S I 界銀 政経分離 M I G A $\bar{\mathbf{D}}$ 行 の組織 (国際投資紛争解決センター)を設立し、八五年に政治的リスクに対する保障を供与する多国 の 原則が衰退し、 の変容にも顕著に の設立を決定した。さらに、八七年には、 世界銀行は政策決定における非政治性 現れている。 一九六五年に、 世界銀行事務局そのものを、 外国企業の国有化問題の発生に対する対応として、 のル Ī ル を徐 々に修正 プ ㅁ していくが、 ジ ж. クト 中 心 この変化 間投資保障機 カコ らカ ント I

ある。

ح のように、 資基準、 ブ 融資政策の重点、 レトンウッズ体制が動揺、 そして組織その 衰退し、 8 のを変化させ、 政経分離の原則が次第に妥当性を失うのに伴 対応してい るのである。 世

(二) 自由な国際的資金移転

ブ ٢ ン ゥ ッ ズ 体制 におい ては、 資金 の 移 勤 は基本的には 市 場原理 に従うべきである、 という自由主義の

が

存

油

天然ガス分野への融資を開始したときに、

供与される、というル

1

ル

が生み出される。

世界銀行における「卒業」政策である。

方から、公的資金も、

護許的なものと非譲許的なものに分類することができ、

民間資金と競合するとして、

批判されたのである。

さらに、

同じ考え

た石

前者は、

後者が得られない場合に限

ŋ

在した。

この

原則

は次の二つのことを意味する。

進することであると述べ、その公的性格を明確に規定している。それゆえ、 の手段 間資金と公的資金との間に役割分担が前提されていることである。 (lender of laet resort)」として、民間資金にアク 第一に、 也 資金移転は、 スできない国に対して与えられるべきである、 世界銀行協定は、 民間資金が中心であり、 七七年以降、 その目的を民間資金 民間資金も興味を示 の とい 移 転 ・う民 を促

年という極めて緩やかな条件ではあったが、あくまで返済が必要とされたのである。さらに、 還期間を短縮、 済が必要である、 スを厳密に審査するのである。 第二に、資金移転は基本的に市場原理に従うべきであるゆえに、贈与の場合を除き、 後発開発途上国に対しては四〇年とし、その他に対して三五年とすることが決定されてい ということである。 また、 譲許的資金であるID それゆえ、世界銀行においても、 Aクレジットは、無利子で、償還期間は、 貸し手として、 借り手の たとえ公的資金 九八七年度には、 クレ ジ かつては で ッ あ ١ ワ っ ても返 五. ス 偤 ネ 0

開発途上国の権利である、という考え方が生まれ、 資金 主義原則 一の自由移転に関しては、一九七○年代に入ると、開発途上国から批判が成されてきた。 I に対する挑戦であ DSにお いて先進国のODAをGNPの○・七%にする、との目標も掲げられた。 SDRと開発援助資金をリンクさせる提案や国際租税制 援助を受け取ることは 資金移動 度が に 関 提唱

とり義務ではないのである。 このような提案や要求は実現されておらず、 むしろ、貿易・開発問題から金融・通貨問題をも南北交渉の議題として取り上げ、また、 また、 ODAのGNP比率の設定も目標 先進国に

い は

る

が

世界銀行のつけた改善のための条件が実行されていない、

と判断した場合には、

その後の融資を停止する。

界銀

政経不可分原則と資金移転の自由主義原則が交錯してでてきたの

が、

世界銀

行

あ

 \exists ンデ

1

シ

되

ナ

IJ

デ

1

ì

で

ぁ

んる。

内容的に ક્ 原則的な問題提起を行った結果、 南北交渉は行き詰まってい 、った。

張され、 ように、 るように あ めるい そもそも、 効率的 一九八七年に、 になり、 先進諸国では、 はむしろ強化することになった。 に資金 援助の効率的 資金移転は基本的には市場原 一を使用することを求めたのである。 IDAクレ 七〇年代の終わりごろになると、 使用が強調される。 ジット の償還期限を短縮することが決定されることになる。 理に基づいて行われる、という資金移転に関する自由主義原則を再 そのためには、 経済不況と南北交渉の行き詰まり たとえ、 公的資金も条件を少し厳しくする必要が 公的資金でも、 贈与でない から、 カン ぎり、 u 援 1 ン 助 返済 が返済できる 疲 ある、 n の が 義 言 と主 務 ゎ

\equiv 政治的 = ンデ 1 シ 듸 ナ ij ティ

と資 が 離原則が 資 維 ブ 金移 金 持されてお ١ を転に関 転に関 衰退し、 ゥ ´ッズ b する自 しては、 体制 市場への政治の関与は強化されていった。政経不可分となってきたのである。 両者は矛盾しないのか、 :由主義は両立するものであった。 は 従来 政 の 経 分離を原則 市 場原理を原則とし、 とし、 という疑問が生じる。 経済の 民間 分野では、 しかしながら、 公的資金間の役割分担が前 市場原理を基本とする体制 一九七〇年代以降、 提され 方におい で てい 他方、 ぁ る。 る自 開 て 政 亩 発途上国 経 主義原則 分 政 離 経 原 分 則

貿易政策等に関して、 構造調 |整融資や部門 その改善のための条件をつける。そして、 |別調整融資に おい て、 産業構造の 調整融資は、 転 換に 関 する 継続して供与することを前 7 クロ 経済政 策や 金融 政 提として あ る

するも

のに限定され

てい

ような調

整

と呼ばれてい 運営されるようなマ 公営企業の かし、その内容は、 る。 民間化により、 融資は、 政経不可分の状況において、 クロ経済政策を政府が採るように、 公営企業の民間化に表されるように、 借 |入国 1の政治 借入国政府がその国の市場に余り深く関与しないように、 への関与であり、 世界銀行はその非政治性 世界銀行が内政干渉する、 それゆえ、 借入国における市場経済の確立 般的 の原則 から離れ 政策的 という逆説的 ていっ あるい 一を目的 たのである。 は 状況なので 市場経済 とするも ぁ が円滑 の で あ 12

っ た。 このように、 借入国が経済発展を達成するためであり、 しかし、 一九八〇年代に調整融資を拡大することにより、 八〇年代の世界銀行コンディ ショ また、 ナリティ 条件を課す対象も、 1 は 世界銀行コンディ その目的は、 経済・ 世界銀 ショ 金融政策を中心に、 行プ ナ ゚゙リテ u ジ ェ 1 2 1 ŀ が が 重要視さ 経済的 行政機構 効果を て 15 関

際金融 課すかどうか、という問題を提起することになるのである。(エ) 九〇年五月に設立された欧州復興開発銀行は、 れるなかで、 これに対して、 組 織に そのための努力を融資の基準とすることを規定してい 資金援助 より公式的 八九年末からの東欧諸国の変革による冷戦の終焉は、 の目的として、 15 認知され、 さらに、 開放的市場経済とともに、 九〇年の その協定に、 ۲ _ 開放的 冷戦の終焉に伴い、 1 る。 ス ١ 民主的政治制 こうして、 市場経済と民主制度の確立 ン 世界銀 サミッ 政治的 一度の確 行が ŀ はこ 対ソ連・東欧金融支援問題 2政治的 立が の =)原則; ン 強調 デ コンディ を確認するととも 1 を目的として明記 ප් シ 딬 れてきたの シ ナ ij = テ ナ 1 IJ で が テ ì ある。 討 が、 1 議 1 全 玉 ද් を

銀行は、 L 国際経済シ ン ゥ ズ 会議に ス テ ム お の い 変容に伴い、 て採択された世界銀行協定には、 次第に実際の融資活動 世 昇銀 は こ の 行 の 非 非政治性 政 治性の規定が . の 原則から離 設けら れ て れ しっ て た。 た カゝ 世

世

に適用されるべきものであると宣言した。

にも、

融資

(Policy-based

世界銀行の融資の目的は、少なくとも公式的には、あくまで借入国の経済発展という非政治的なものに限定されてい 世界銀行は、非政治性の原則と政治的コンディショナリティーをどのように両立させていくのか、という課題を背負 た。しかし、一九九〇年には、開放的市揚経済と民主主義が冷戦後の世界秩序の原則として次第に確立されつつあり、

うことになったのである。

- 1 No. 22, 1989, pp. 1-25 Sadako Ogata, "Shifting Power Relations in Multilateral Development Banks" The Journal of International Studies,
- (a) G. M. Lyons, D. A. Baldwin, and D. W. Mcnemar, "The 'Politicization' Issue in David A. Kay ed., The Changing United Nations: Options for the United States (New York: Praeger, 1977), pp. ₽. the UN Specialized Agencies"
- (3) たとえば、河合正弘「重債務国の経済調整と債務削減」『国際問題』一九八九年一一月、一七―三五頁。
- 4 シャヒドJ・パーキ「最近の中国情勢と世界銀行の融資について」World Bank News, 一九九〇年三月。
- 5 四六頁 IMFの増資問題について古城佳子「IMF増資に対する米国政策の変遷」『国際政治』九三号、一九九〇年、一三一―
- (6) Stephen Krasner, Structural Conflict: The Third World Against Global Liberalism, Berkeley: University fornia Press, 1985 of.
- (7) この視点から、世界銀行の『世界開発報告(一九八三)』は、開発における管理問題に焦点を当てている。
- (∞) Laura D'Andrea Tyson, "The Debt Crisis and Adjustment Responses in Eastern Europe: A Comparative Perspective" International Organization, vol. 40, no. 2, 1986, pp. 239-286
- 9 Brown Company, 1977 Robert Keohane and Joseph Nye, Jr., Power and Interdependence: World Politics in Transition, Boston: Little

治的意味合いが強まっているのである。

- 10 積債務問題に対処するために、従来と異なり、中期的な融資を行うようになると、そのコンディショナリティーも、次第に政 し、IMFは、 ロ経済政策に関する条件を課す世界銀行コンディショナリティーとは、政治的な意味合いが違っている。そして、IMFが累 IMFコンディショナリティーは、政経分離が原則として浸透していたプレトンウッズ体制下においても見られた。 短期的な視野から、 財政・金融政策に限定された条件を課すのであり、長期的、かつ構造的な、あるいはマク
- îi 拙稿、「対ソ連・東欧金融支援問題から見た冷戦後の世界秩序」『一橋論叢』一九九一年一月。

両先生から貴重なコメントをいただいた。記して、感謝したい。 八八年に、多くの世界銀行スタッフの方から貴重な意見、資料をいただいた。さらに、学会報告の際には、渡辺昭夫、緒方貞子 行予算局において、リーサーチ・コンサルタントとして、世界銀行業務の一部を観察する機会を得た。その間、 を要約したものであり、日本国際政治学会における報告原稿を加筆訂正したものである。研究を進める間、一九八三年に世界銀 本稿は"The World Bank under McNamara, Clausen, and Conable" (Ph. D. dissertation, Yale University, 1989) および八四年、